

目 次

第1章 プラン(後期計画)に関する基本的な事項

1	プラン策定の趣旨.	1
2	プランの目指す社会像.	2
3	プランの施策体系.	3
4	プランの位置付け.	4
5	プランの進行管理.	4

第2章 本県を取り巻く状況

1	人口の推移.	5
2	出生・死亡の動向.	7
3	世帯の動向.	8
4	就労状況.	9
5	小・中学生の学力の状況.	11
6	小・中学生の体力の状況.	13
7	児童虐待や不登校.	14
8	婚姻の動向.	16

第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向

I	親と子どもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会を目指して	19
1	地域における子育ての支援.	19
	(1) 地域における子育て支援サービスの充実.	19
	(2) 保育サービスの充実.	21
2	職業生活と家庭生活との両立の推進等.	22
	(1) 次代の親の育成.	22
	(2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し.	25
	(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備.	26
3	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進.	27
	(1) 子どもや母親の健康の確保.	27
	(2) 「食育」の推進.	29
	(3) 思春期保健対策の充実.	30
	(4) 小児医療の充実.	32
	(5) 不妊治療対策の充実.	34

II	すべてのこどもが次代の担い手として活躍できる力を育むことのできる社会を目指して	35
1	こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	35
	(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境等の整備	35
	(2) 家庭や地域の教育力の向上	45
2	要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	48
	(1) 児童虐待防止対策の充実	48
	(2) 社会的養護体制の充実	51
	(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進	53
	(4) 障害児施策の充実	54
III	地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会を目指して	56
1	こどもの健全育成の推進	56
	(1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進	56
	(2) 児童の健全育成	57
2	子育てを支援する生活環境の整備	58
	(1) 良質な住宅、居住環境の確保	58
	(2) 安全な道路交通環境の整備	59
	(3) 安心して外出できる環境の整備	60
3	こども等の安全の確保	62
	(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進	62
	(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	63
	(3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進	65
IV	結婚を望む独身男女が出会いの機会を多く持つことのできる社会を目指して	66
1	未婚化・晩婚化対策の推進	66
	(1) 未婚の男女の出会いへの応援	66
附	録	
	目標事業量一覧	69
	用語集	75

はじめに

本県では、「次代を担う高知のこどもが健やかに育つための環境づくり」を目標として、平成17年3月に、平成17年度から21年度の5年間を計画期間とする「高知県次世代育成支援行動計画(こうちこどもプラン)前期計画」を策定し、次世代育成支援の取り組みを進めてきました。

しかしながら、依然として、人口の自然減が続くとともに、平成17年以降、特に、県外への転出者が転入者を上回る、いわゆる人口の社会減が一層進み、少子化に歯止めがかからない状況です。

また、児童虐待による死亡事故の発生や、児童及び生徒の学力・体力面での低迷、さらには、本県経済の停滞に伴う雇用情勢の悪化など、こどもを取り巻く環境は厳しいものとなっています。

こうした状況の中で、今回、平成22年度から27年度までの5年間を計画期間とする「こうちこどもプラン(後期計画)」を策定しました。

この後期計画では、本県が置かれている厳しい現状を踏まえ、保育サービスの充実を中心とした子育て支援などの取り組みに加え、「次代の親を育成するための若者の就職支援」、「基礎学力の定着と学力の向上など教育環境の整備」、「児童虐待防止対策など要保護児童への対応」など喫緊の課題への取り組みを充実強化するとともに、「出会いのきっかけづくりなど未婚化・晩婚化対策」に県として積極的に取り組むこととしています。

今後、この計画を着実に実行していくため、毎年「PDCAサイクル」で取り組みの点検、評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行うとともに、次世代育成支援に密接に関連する「第5期高知県保健医療計画(H20.3)」や「高知県教育振興基本計画(H21.9)」、さらに、「高知県産業振興計画(H21.3)」などを着実に進めていきます。

少子化対策は、行政はもとより、家庭や地域、企業や各種団体との協働により、県民運動として取り組んでいくことが何より大切です。

県民の皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

次代を担うこどもたちが健やかに成長し、こどもを生ま育てる喜びや楽しみを実感できる社会の実現を目指して、全力で取り組みます。

平成22年3月

高知県知事

尾崎 正直

第1章 プラン(後期計画)に関する基本的な事項

1 プラン策定の趣旨

- わが国では、昭和40年代後半以降、出生数の低下傾向が続いています。また、1人の女性が一生の間に生むこどもの数(合計特殊出生率)は、平成20年には1.37(対前年0.03ポイント増加)と3年連続で上昇したものの、現在の人口を将来においても維持するのに必要な水準(人口置換水準)である2.08を大きく下回っています。
- 急速な少子化の進行は、今後、わが国の社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、平成15年7月「次世代育成支援対策推進法」が制定され、市町村及び都道府県並びに事業主に次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定することが義務付けられました。
- 本県でも、出生数は年々減少傾向にあり、昭和50年に11,773人であったものが、平成20年には5,788人と約半分になっています。また、平成2年からは、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。
- このような状況のなか、平成10年3月に、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや少なくなったこどもたちを大切に育てていくための総合計画として、「高知県エンゼルプラン」(計画期間：平成10年度～16年度)を策定し取り組みを進めるとともに、次世代育成支援対策に関連する福祉や保健、医療、教育などの分野において、それぞれ取り組みを進めてきました。
- 平成17年3月には、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「こうちこどもプラン」(前期計画)を策定し、「次代を担う高知のこどもたちが健やかに育つための環境づくり」を目指して取り組みを進めてきました。
- しかし、核家族化の進行やライフスタイルの変化、経済状況の悪化などを背景に、親の子育てに対する負担感や不安が増大するなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中で、出生数、合計特殊出生率などの減少傾向が改善されず、今後も少子化傾向が続くことが予測されています。
- そのため、その後の国の動向や、これまで取り組んできた県の子育て支援施策、県内の市町村が行ったニーズ調査結果、国の「行動計画策定指針」などを踏まえ、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とする「こうちこどもプラン(後期計画)」を策定いたしました。

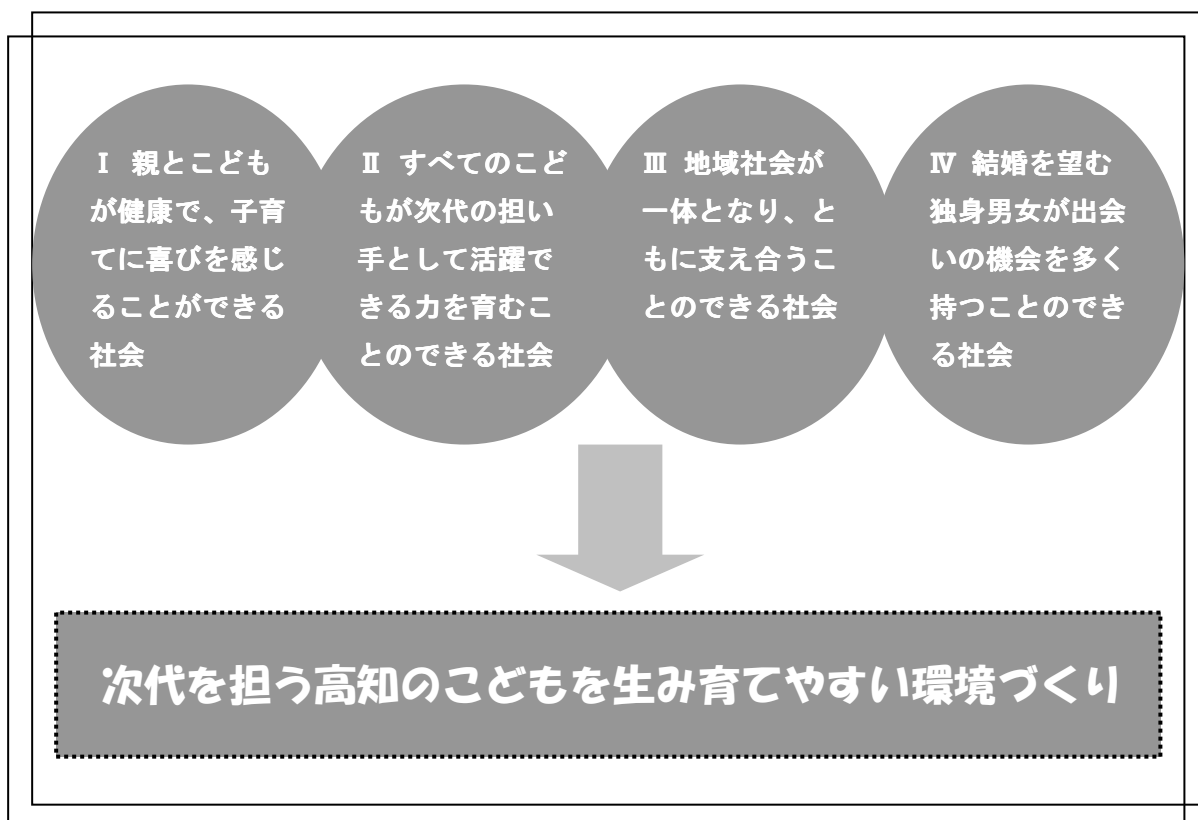
2 プランの目指す社会像

- 本県においては、全国に先行して少子高齢化が進行しており、このままでは、一層地域の過疎化が進み、地域全体の活力の低下、あるいは、労働力人口の減少に伴う経済成長の低下といったことが懸念されています。
- また、児童虐待や不登校児童数の増加など、子どもを取り巻く環境も大変厳しい状況となっています。
- 子どもは地域の宝であり、本県の将来を担っていく大切な財産ですので、少子化対策に加えて、子どもたちが、元気に育っていくための環境を整えることが非常に重要です。
- そのため、こうち子どもプランの後期計画においては、

『次代を担う高知の子どもを生き育てやすい環境づくり』

- I 親と子どもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会
- II すべての子どもが次代の担い手として活躍できる力を育むことのできる社会
- III 地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会
- IV 結婚を望む独身男女が出会いの機会を多く持つことのできる社会

を目指して取り組みを進めます。



3 プランの施策体系

○ プランの目標である『次代を担う高知のこどもを生き育てやすい環境づくり』を進めるために、次の施策体系に基づき、具体的な取り組みを進めます。

I 親とこどもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会	
1 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実
2 職業生活と家庭生活との両立の推進等	(1) 次代の親の育成 (2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) こどもや母親の健康の確保 (2) 「食育」の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療の充実 (5) 不妊治療対策の充実
II すべてのこどもが次代の担い手として活躍できる力を育むことのできる社会	
1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境の整備 (2) 家庭や地域の教育力の向上
2 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) 社会的養護体制の充実 (3) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (4) 障害児施策の充実
III 地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会	
1 こどもの健全育成の推進	(1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進 (2) 児童の健全育成
2 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅、居住環境の確保 (2) 安全な道路交通環境の整備 (3) 安心して外出できる環境の整備
3 こども等の安全の確保	(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 (3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進
IV 結婚を望む独身男女が出会いの機会を多く持つことのできる社会	
1 未婚化・晩婚化対策の推進	(1) 未婚の男女の出会いへの応援

4 プランの位置付け

- 次世代育成支援対策は、福祉や保健、医療、教育、労働など幅広い分野で取り組んでいく必要があります。
- このプランは、『次代を担う高知のこどもを生み育てやすい環境づくり』を目指して、県の関係する部局がそれぞれの分野における取り組みを一層推進するとともに、市町村や関係機関、県民と連携・協働して取り組んでいくため、次世代育成支援対策推進法第9条に基づき定めた高知県の行動計画です。

次世代育成支援対策推進法

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、こどもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

5 プランの進捗管理

- 『次代を担う高知のこどもを生み育てやすい環境づくり』を進めていくためには、県の関係部局が連携して取り組みを進めていくことが必要です。
- 一方、国では、子ども手当の創設や公立高校生の授業料の無償化、父子家庭への児童扶養手当の支給など、安心して子育てができる政策に具体的に取り組もうとしています。
- そうした国の動向も見ながら、高知県少子化対策推進本部（本部長：知事）などを通じて、全庁で取り組み状況などを共有するとともに、各施策に基づく取り組みをPDCAサイクル¹で進捗管理を行い、必要に応じて計画の見直しも行っていきます。
- 併せて、プランの実施状況等に係る情報を県のホームページにより、県民に周知するなど、県民への情報公開に努めます。

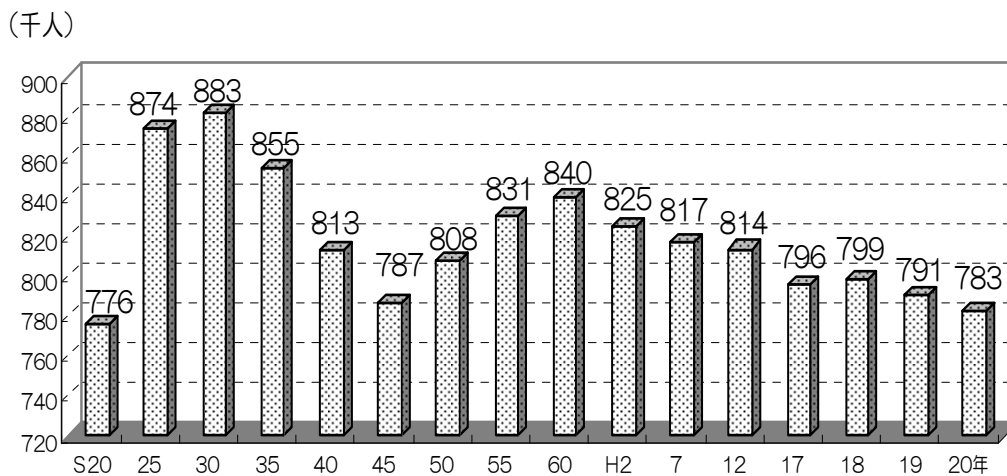
¹ PDCAサイクル：どこに問題があるのかを考えて方向を定め（Plan）、その方向に則して着実に実行（Do）し、その実行結果を客観的に検証（Check）して、改善すべき点を実務に取り込んでいく（Action）。また、それを踏まえて次のPlanを立案していくというサイクル。

第2章 本県を取り巻く状況

1 人口の推移

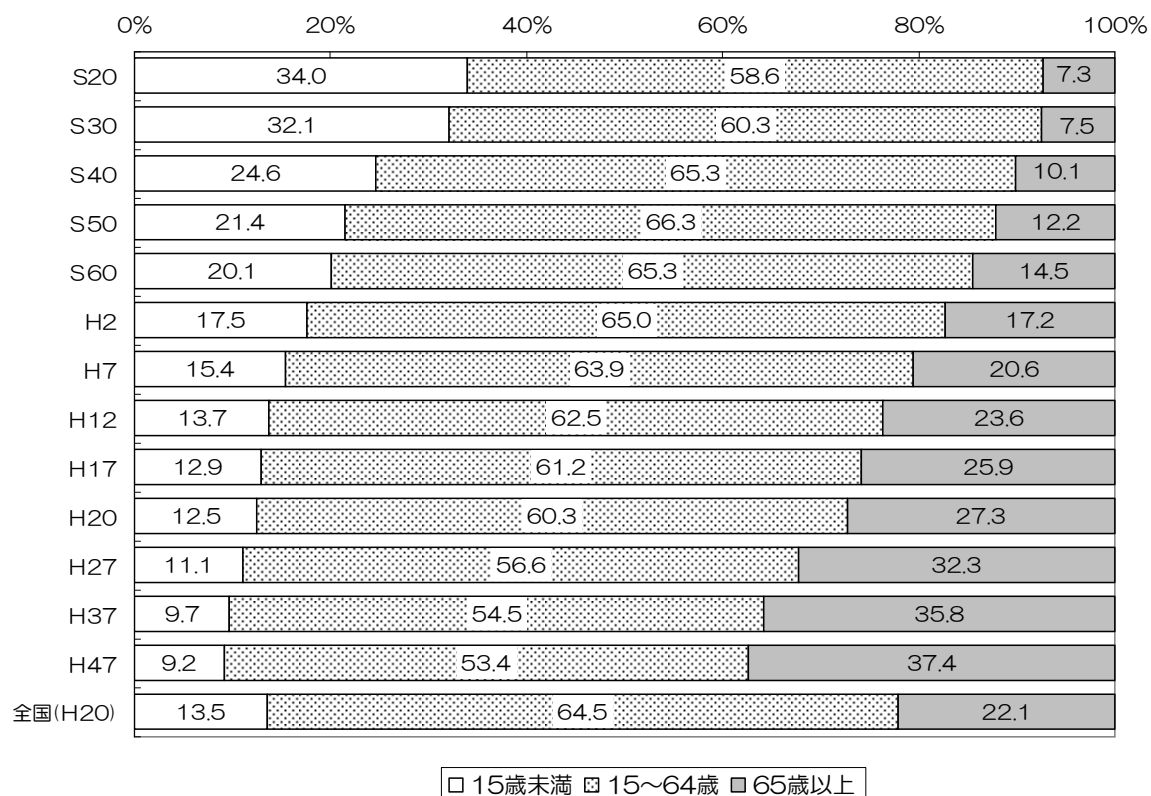
- 本県の人口は、昭和30年には883千人でしたが、昭和45年には787千人まで落ち込みました。以降、昭和60年には840千人まで回復しましたが、平成2年から死亡数が出生数を上回る自然減が始まり、平成20年には783千人にまで減少しています。(図表1-1)
- 年齢3区分の人口構成比では、平成7年以降、老年人口が年少人口を上回り、平成20年には年少人口が12.5%、生産年齢人口が60.3%、老年人口が27.3%となっており、老年人口の割合で全国平均を大きく上回り、年少人口と生産年齢人口は全国平均を下回っています。
また、今後も、年少人口の割合が減少する一方で、老年人口の割合がますます拡大することが推計されています。(図表1-2)
- 児童人口では、平成17年には、18歳未満人口が約127千人、6歳未満人口が38千人となっています。平成2年からの15年間の変化を見ても、それぞれ56千人、11千人減少しており、総人口に占める比率でも、6.2ポイント、1.2ポイント低下しています。(図表1-3)

図表1-1 高知県の人口の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」(昭和20年～平成17年)(各調査年の10月1日現在)
高知県統計課「統計高知」掲載 住民基本台帳ネット速報値(平成18年～平成20年)
(毎年の10月31日現在)

図表1-2 高知県における年齢3区分人口構成比の推移



資料：(高知県 S20~H17) 総務省統計局「国勢調査」(各調査年の10月1日現在)
 (高知県 H20) 高知県統計課「統計高知」掲載 住民基本台帳ネット速報値
 (毎年10月31日現在)
 (高知県 H27~H47) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」
 (全国 H20) 総務省統計局

図表1-3 高知県の児童人口と総人口に占める割合

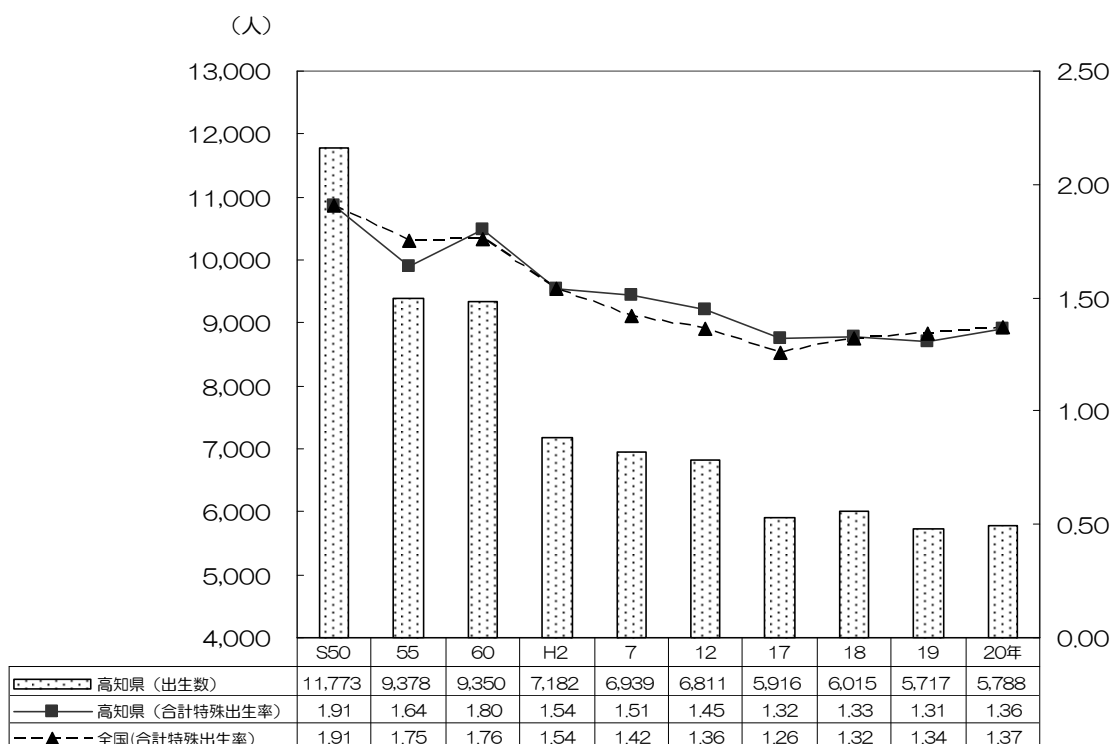
平成2年			平成17年		
総人口	6歳未満	18歳未満	総人口	6歳未満	18歳未満
825,034人	49,474人	182,458人	796,292人	38,027人	126,715人
100.0%	6.0%	22.1%	100.0%	4.8%	15.9%

資料：総務省統計局「国勢調査」

2 出生・死亡の動向

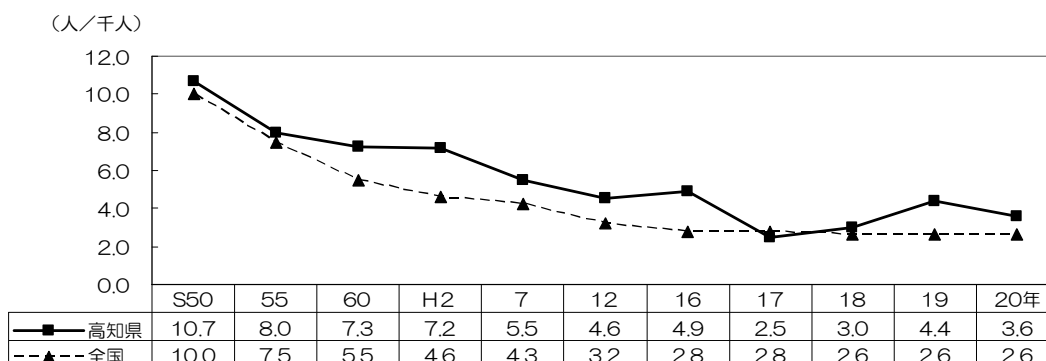
- 少子・高齢化が進む中、本県では人口の自然減が進んでいますが、平成20年の出生数は5,788人で、過去最低であった平成19年を71人上回りました。(図表2-1)
- また、合計特殊出生率は、平成19年に比べて0.05ポイント上昇し1.36となりましたが、全国平均を下回っており、低下傾向に歯止めがかかっていません。(図表2-1)
- 平成20年の乳児死亡率は、3.6(出生千対)と平成19年に比べて0.8ポイント改善しましたが、引き続き全国ワースト1位となっています。(図表2-2)

図表2-1 高知県の出生数・合計特殊出生率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表2-2 高知県の乳児死亡率の推移

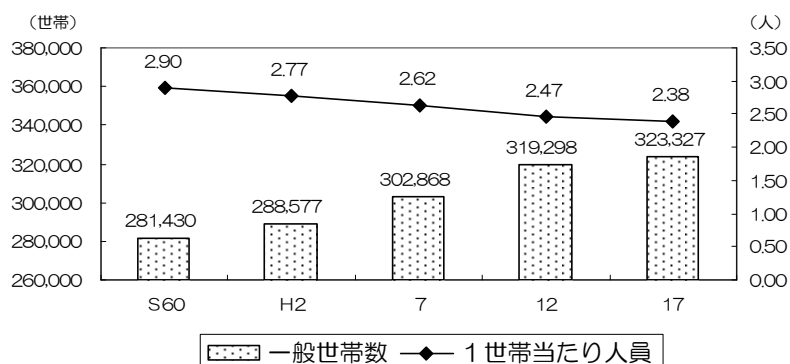


資料：厚生労働省「人口動態統計」

3 世帯の動向

- 平成17年の一般世帯の1世帯当たりの人員数は2.38人で、昭和60年より0.52人減少しており、年々世帯は小規模化しています。(図表3-1)
- 平成17年の18歳未満のこどものいる世帯数は、世帯全体の22.2%で、平成12年に比べて8.8%減少しています。また、6歳未満のこどものいる世帯も、全体の8.9%で、平成12年に比べて5.9%減少しています。いずれも核家族の割合が高く(6歳未満83.3%、18歳未満79.9%)、核家族化が進行しています。(図表3-2、3-3)

図表3-1 高知県の一般世帯数・1世帯当たり人員の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

図表3-2 高知県のこどものいる世帯数

単位：世帯、%

	平成12年		平成17年		平成12→17の伸び率
	実数	構成比	実数	構成比	
一般世帯数	319,298	100.0	323,327	100.0	1.3
6歳未満のこどものいる世帯	30,550	9.6	28,739	8.9	△ 5.9
核家族世帯	25,127	7.9	23,937	7.4	△ 4.7
その他の親族世帯	5,423	1.7	4,802	1.5	△ 11.5
18歳未満のこどものいる世帯	78,681	24.6	71,787	22.2	△ 8.8
核家族世帯	61,113	19.1	57,336	17.7	△ 6.2
その他の親族世帯	17,096	5.4	14,185	4.4	△ 17.0
非親族・単独世帯	472	0.1	266	0.1	△ 43.6

資料：総務省統計局「国勢調査」

図表3-3 こどものいる世帯における核家族世帯が占める比率

単位：世帯、%

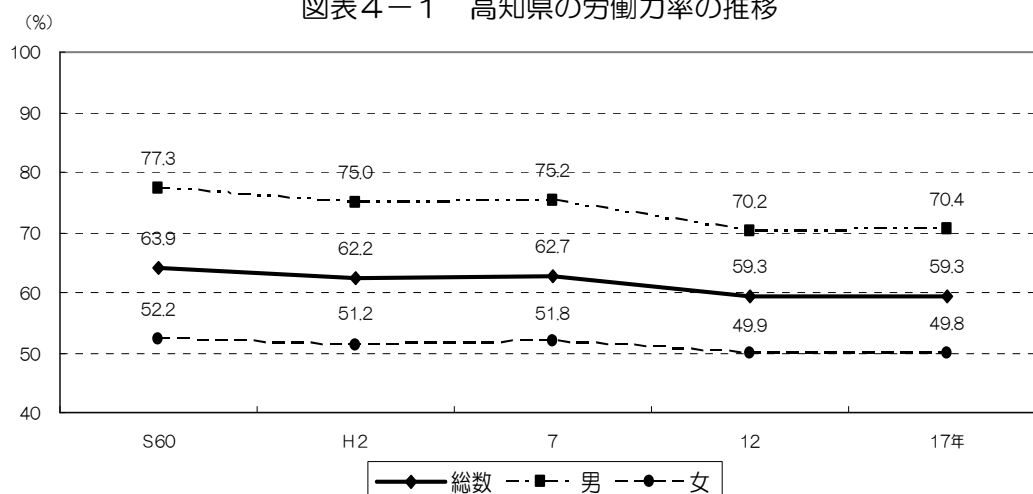
	世帯数	うち核家族世帯	核家族世帯が占める比率
6歳未満のこどもがいる世帯	28,739	23,937	83.3
18歳未満のこどもがいる世帯	71,787	57,336	79.9

資料：総務省統計局「国勢調査」

4 就労状況

- 平成17年の男性の労働力率は70.4%で全国及び四国の他の3県を下回っていますが、女性の労働力率は49.8%で全国及び四国の他の3県を上回っています。平成7年との比較では、男性で4.8%、女性で2.0%減少しています。(図表4-1、4-2)
- 平成17年の共働き世帯の割合は48.6%、特に、6歳未満のこどもがいる世帯に占める共働き世帯は53.2%で全国の36.5%を大きく上回っています。(図表4-3)
- 女性の年齢別労働力率では、結婚、出産を契機として離職し、子育てに目途がついた時点で再就職することから、30歳から39歳を底としたM字曲線を描いています。本県の場合、平成17年は、15～19歳層を除くすべての年齢層で全国平均を上回っており、全国と比べても、また、平成7年と比較しても緩やかなM字曲線になっています。(図表4-4)
- また、就労状況とも関係の深い人口1人当たりの県民所得では、平成18年度で、全国平均(3,069千円)の約71%の2,170千円となっており、全国で44位と低位にあります。(図表4-5)

図表4-1 高知県の労働力率の推移



資料：総務省統計局「国勢調査」

図表4-2 四国の3県、全国との労働力率の比較 (平成17年)

単位：%

	総数	男性	女性
高知県	59.3	70.4	49.8
徳島県	58.4	70.9	47.3
香川県	60.7	73.7	49.1
愛媛県	58.6	72.4	46.8
全国	61.5	75.3	48.8

資料：総務省統計局「国勢調査」

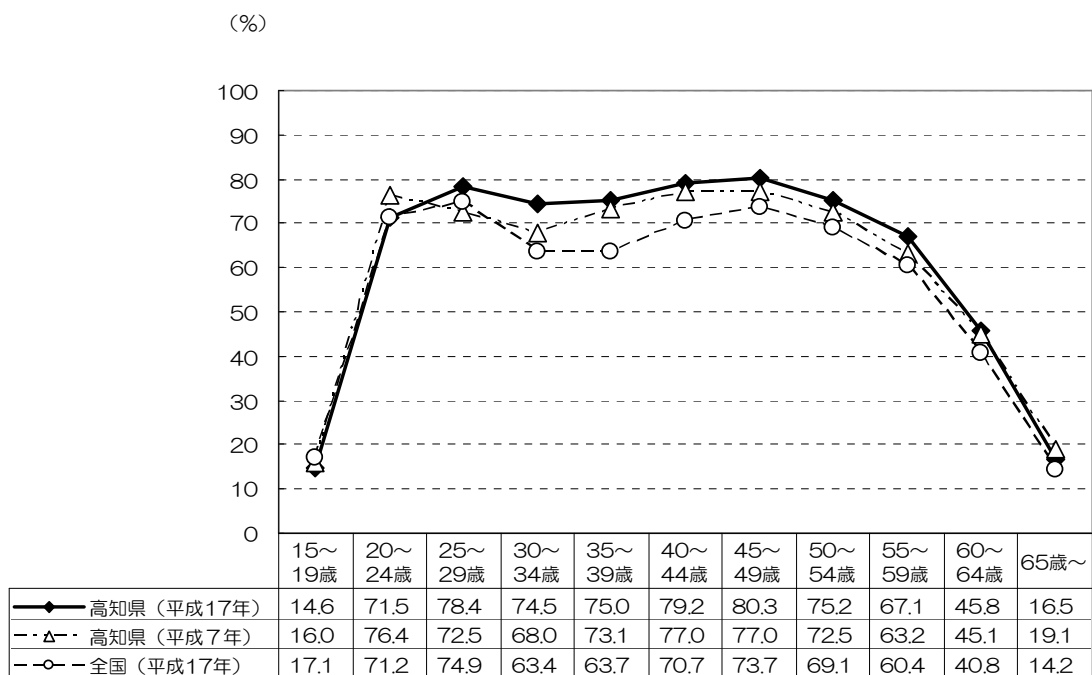
図表4-3 高知県の共働き世帯の割合（H17年）

	夫婦のいる一般世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	179,958	87,467	48.6%
全国	29,338,243	13,033,783	44.4%

	夫婦のいる一般世帯のうち 6歳未満のこどもがいる世帯数	うち共働き世帯数	
		世帯数	割合
高知県	25,283	13,447	53.2%
全国	4,733,495	1,726,677	36.5%

資料：総務省統計局「国勢調査」

図表4-4 高知県及び全国の年齢別労働力率（女性）



資料：総務省統計局「国勢調査」

図表4-5 高知県の1人当たりの県民所得（平成18年度）

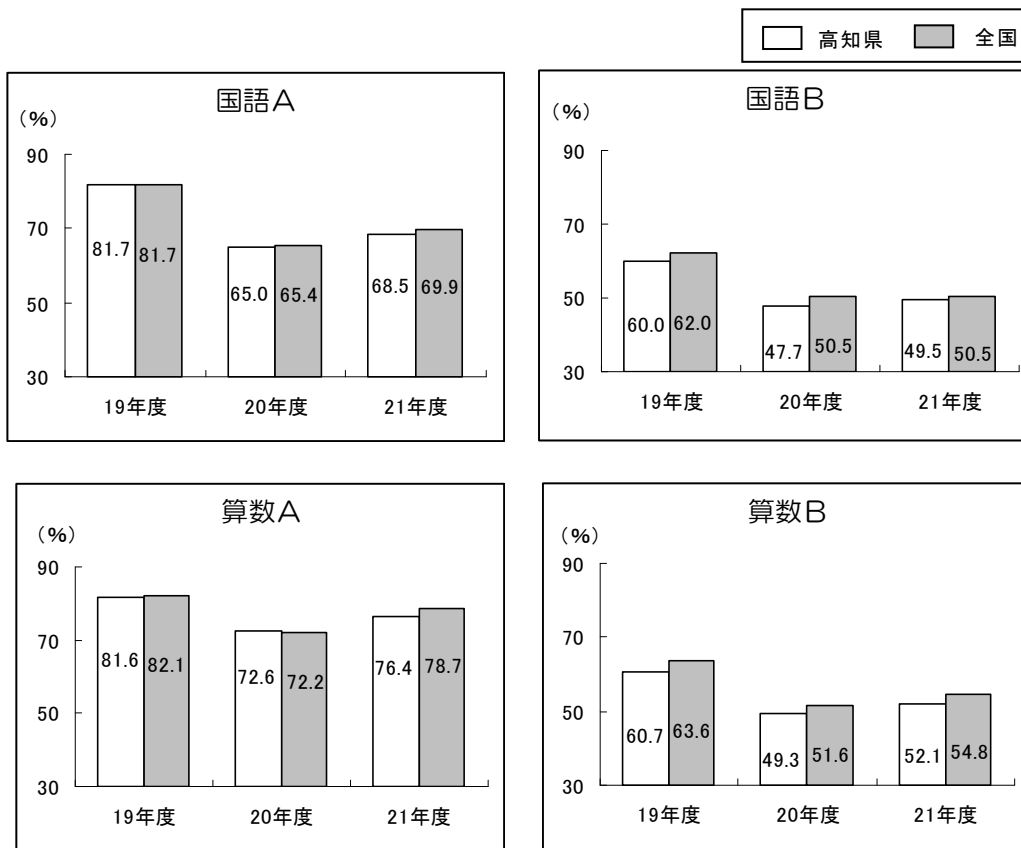
	県民所得（1人当たり）	備考
高知県	2,170千円	※全国平均の70.7% 全国で44位
全国平均	3,069千円	

資料：高知県県民経済計算報告書

5 小・中学生の学力の状況

- 平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査では、高知県の小学校の国語と算数の平均正答率は、全国とほぼ同じ水準で推移しています。しかし、算数A（知識）は全国平均正答率と比べて、平成20年度は0.4ポイント上回っていましたが、平成21年度は2.3ポイント下回っています。（図表5-1）
- また、中学校の国語と数学の平均正答率は、平成19、20年度調査において、国語、数学とも全国46位と、全国水準を大きく下回っているという深刻な状況が明らかになりました。平成21年度には、国語、数学とも全国平均正答率との差は縮まっているものの、国語が全国45位、数学が46位と、依然として厳しい状況にあります。（図表5-2）
- 小・中学生ともに、基礎的な知識や技能を実生活で活用する力に課題があります。

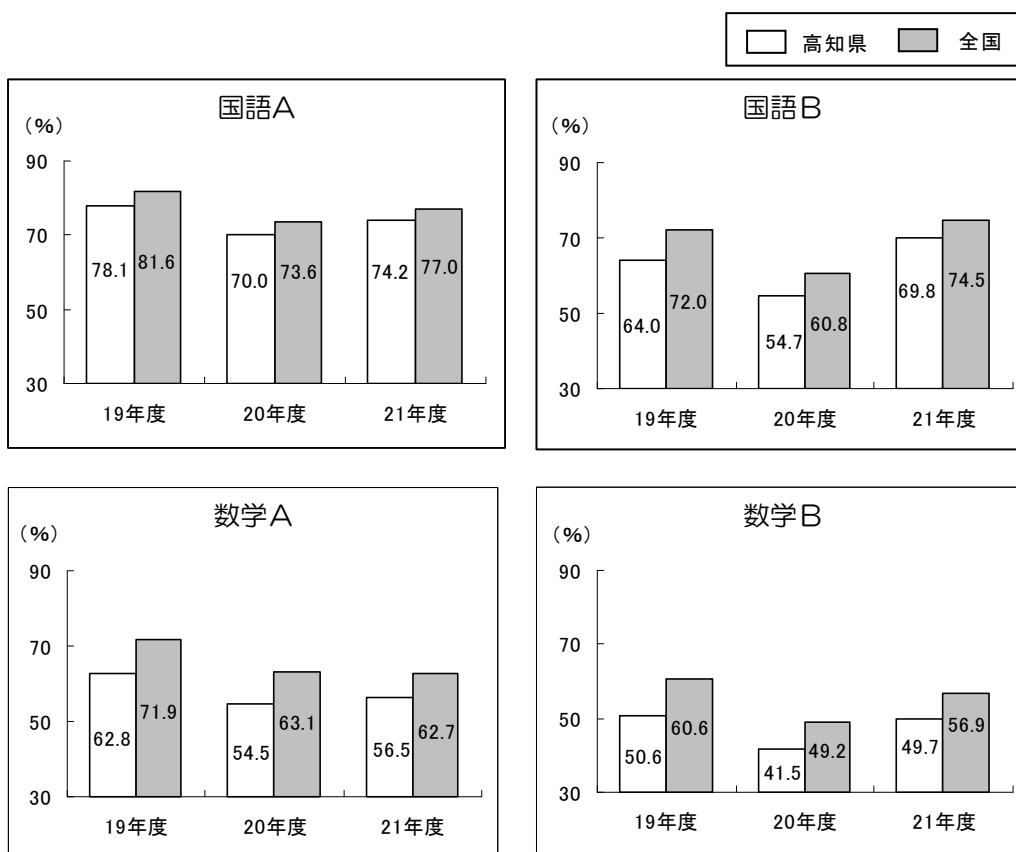
図表5-1 小学校における教科ごとの平均正答率



★各教科A問題は主に知識、B問題は主に活用の力を問う問題。

資料：総務省統計局「全国学力・学習状況調査」

図表5-2 中学校における教科ごとの平均正答率



★各教科A問題は主に知識、B問題は主に活用の力を問う問題。

資料：総務省統計局「全国学力・学習状況調査」

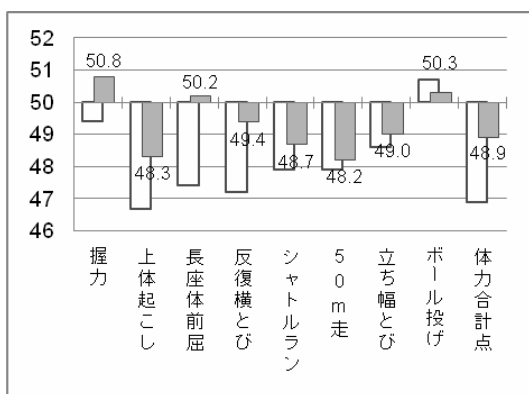
6 小・中学生の体力の状況

- 平成20年度に文部科学省が行った全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、体力合計点で小学校5年男女とも全国47位、中学校男子45位、女子46位と、高知県の児童生徒の体力は、全国最低の水準との結果が明らかになりました。
- しかし、平成21年度に行われた同調査では、体力合計点で小学校男子全国40位、女子38位、中学校男子42位、女子40位で、平成20年度に比べて、すべての校種で上昇しています。
- 全国平均値を上回る種目が、前年度に比べ、小学校5年男子の握力や長座体前屈など全体で5項目増え、少しずつですが体力の上昇傾向が見られていますが、まだ多くの項目で全国平均値を下回っています。

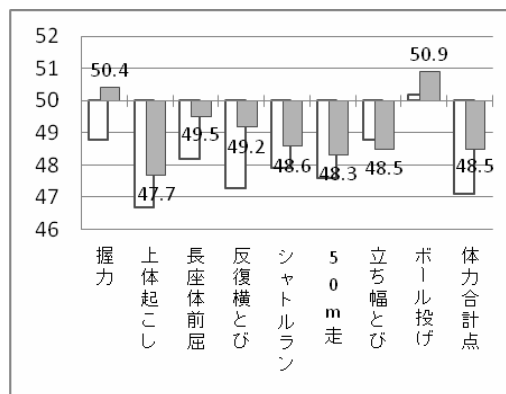
図表6 高知県の児童生徒 体力・運動能力調査比較（平成20・21年度）

□平成20年度 ■平成21年度 : 数値は平成21年度

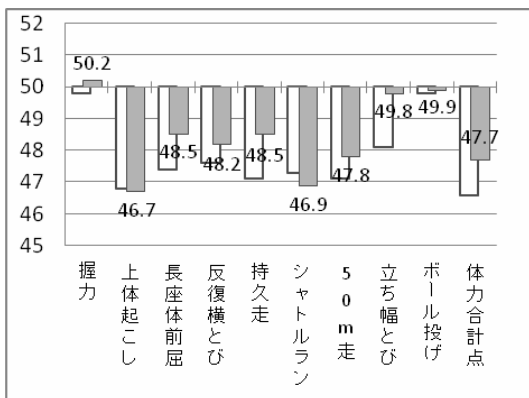
<小学校5年男子>



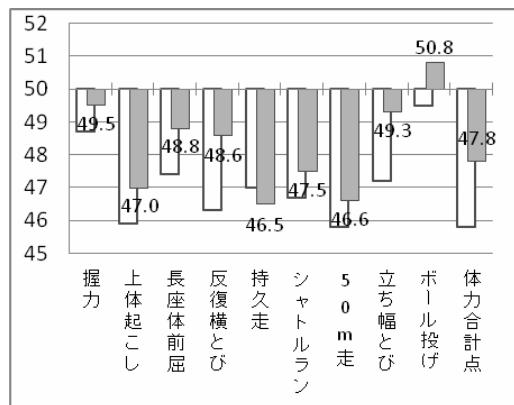
<小学校5年女子>



<中学校2年男子>



<中学校2年女子>



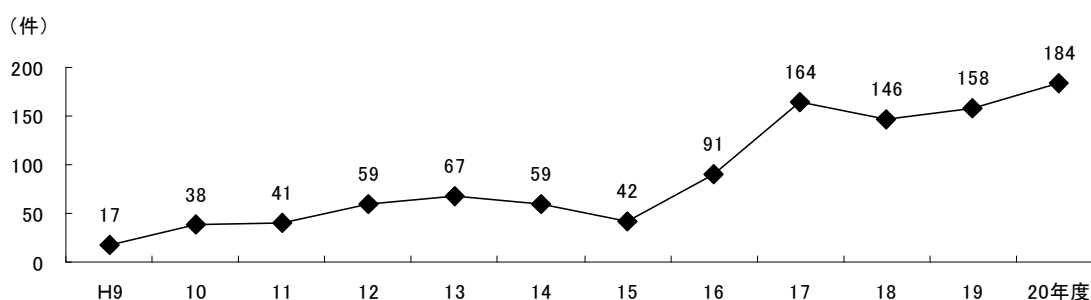
※ 全国平均値を50として比較（T得点）

資料：文部科学省「平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果【高知県概要】」

7 児童虐待や不登校

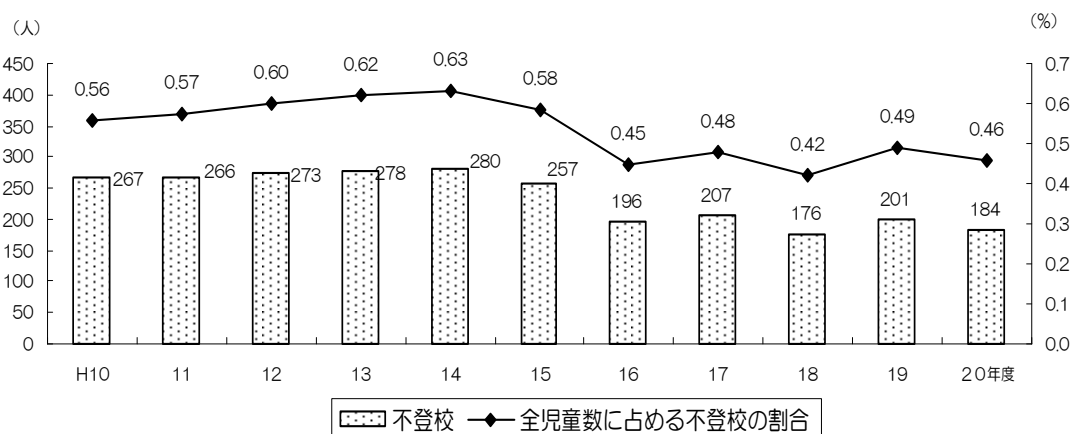
- 平成20年度の児童虐待の相談総数のうち、虐待と認定対応した件数は184件で、平成19年度に比べて26件（16.5%）増加しています。（図表7-1）
- 平成20年度の不登校の小中学生は848人（小学生184人、中学生664人）で、平成19年度の946人に比べ98人減少（小学生で17人、中学生で81人）しています。（図表7-2、7-3）

図表7-1 高知県における児童虐待相談処理件数の推移



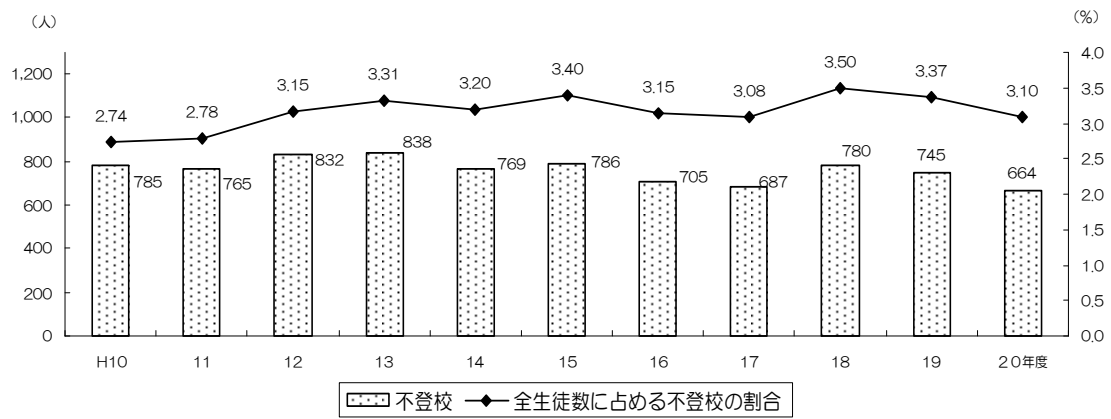
資料：高知県立中央児童相談所・高知県立幡多児童相談所「平成21年度版業務概要」

図表7-2 高知県の不登校児童数（小学校）の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

図表7-3 高知県の不登校生徒数（中学校）の推移



資料：文部科学省「学校基本調査」

8 婚姻の動向

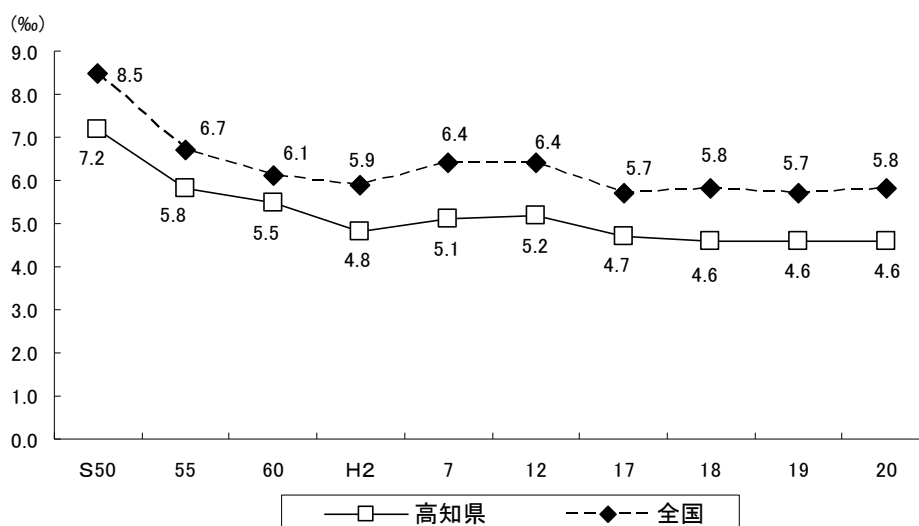
- 平成20年の婚姻率は、4.6（人口千対）で全国順位が42位となっています。（図表8-1、8-2）

平均初婚年齢は、男性が30.1歳、女性が28.6歳、それぞれ、全国順位が10位、7位となっており、年々晩婚化が進んでいます。（図表8-3、8-4）

- また、未婚率は30歳代で、男性が38.8%、女性が27.5%と年々進んでおり、平成17年の生涯未婚率（50歳時の未婚率）は、男性が18.7%（全国4位）、女性が9.0%（全国5位）と、全国的に見ても未婚者の割合が高い状況です。（図表8-5、8-6）

- 一方、平成20年の離婚率は、2.17（人口千対）で全国順位が6位となっています。（図表8-2、8-7）

図表8-1 高知県の婚姻率の推移



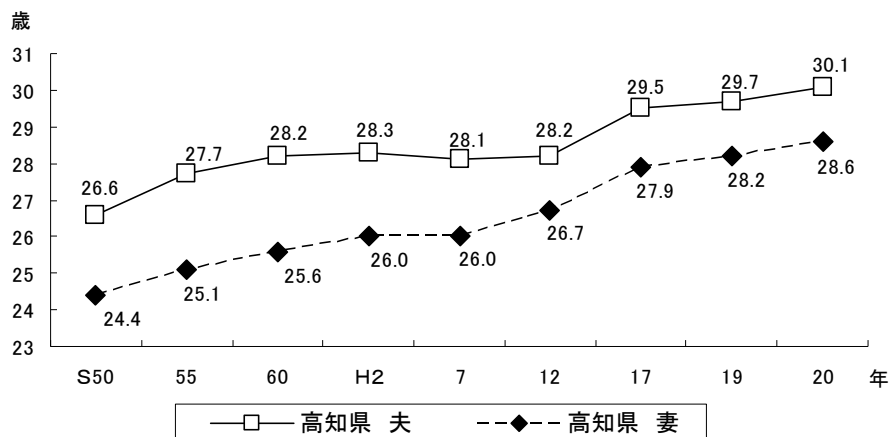
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表8-2 高知県の婚姻率、離婚率の全国との比較（平成20年）

	婚姻率	離婚率
高知県	4.6 (全国順位42位)	2.17 (全国順位6位)
全国	5.8	1.99

資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表8-3 高知県の平均初婚年齢の推移



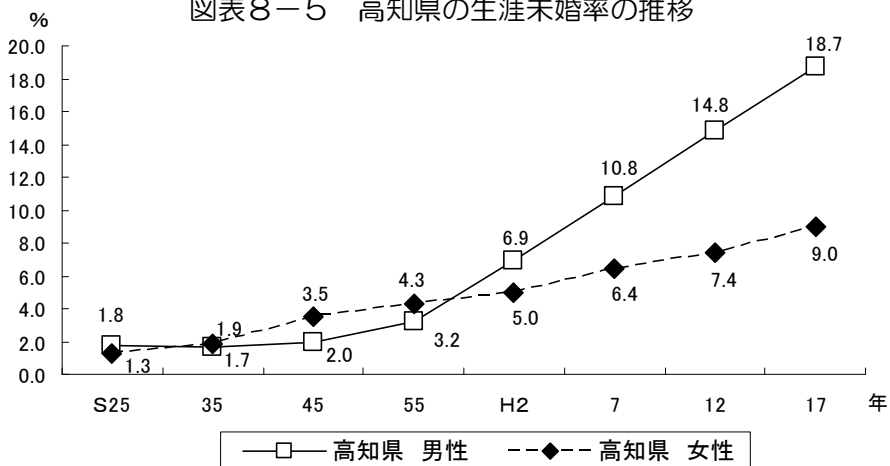
資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表8-4 高知県の平均初婚年齢の全国との比較（平成20年）

	夫	妻
高知県	30.1歳 (全国順位10位)	28.6歳 (全国順位7位)
全国	30.2歳	28.5歳

資料：厚生労働省「人口動態統計」

図表8-5 高知県の生涯未婚率の推移



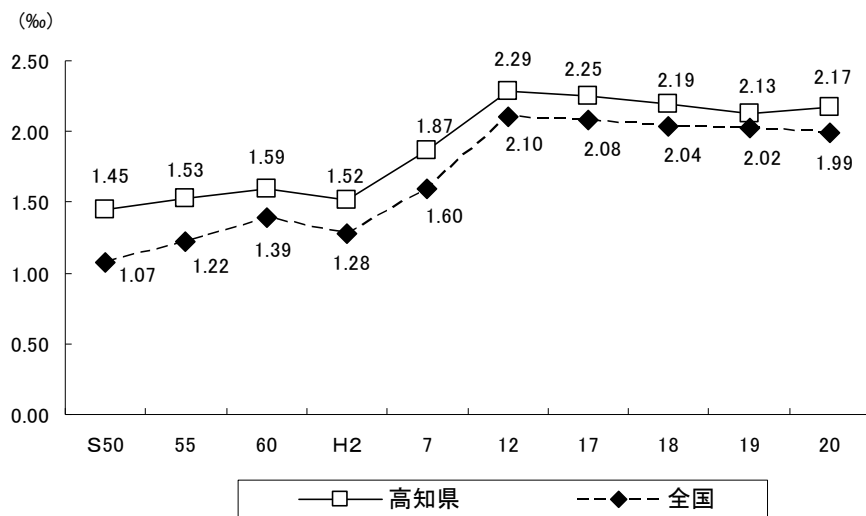
資料：総務省統計局「国勢調査」

図表8-6 高知県の生涯未婚率の全国との比較（平成17年）

	男性	女性
高知県	18.7% (全国順位4位)	9.0% (全国順位5位)
30代	38.8%	27.5%

資料：総務省統計局「国勢調査」

図表8-7 高知県の離婚率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

第3章

プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向

I 親と子どもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会を目指して

1 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

現状及び課題

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに周囲の助けを求めにくい状況になっています。また、父親の家事、育児への関わりが十分でない中、子育てが孤立化し、負担感が増大するといったこともあります。
- 現在でも、地域子育て支援拠点の整備や一時預かり事業などの取り組みが行われていますが、より一層、様々な主体による地域の子育て支援サービスを充実することにより、子育ての不安感を緩和し、すべてのこどもの健やかな育ちを促進することが必要となっています。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■地域子育て支援拠点施設・保育所・幼稚園等での子育て支援 【幼保支援課】

- 地域子育て支援拠点施設や保育所、幼稚園、認定こども園²での子育て支援を促進します。
 - ・ 地域子育て支援拠点施設や保育所、幼稚園、認定こども園での地域の親子の集いの場の提供、子育て相談、子育て講座の実施など
- 地域のニーズに応じた一時預かり事業を促進します。
 - ・ 保護者の病気、看護、冠婚葬祭などで家庭での保育が困難になった乳幼児の一時的な保育の実施

■企業、NPO、地域等との協働による子育て支援の仕組みづくり

【地域福祉政策課・少子対策課・雇用労働政策課・生涯学習課】

- 地域における子育て家庭へのきめ細かな支援を充実します。
 - ・ 家庭教育サポーター³活動の推進等地域の人材の積極的な活用など

² 認定こども園：幼稚園、保育所等のうち、①保護者の就労の有無に関わらず子どもを受け入れて教育・保育を一体的に行う機能と、②すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能を備えるものとして、都道府県から認定された施設。

³家庭教育サポーター：家庭教育に関する相談や親子の交流等の支援、県や市町村の子育て支援事業に協力するなどのボランティアを行う人。

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

- あったかふれあいセンター⁴を活用した子育て支援を進めます。
 - ・保育や放課後の見守り、学習の支援など
- 地域課題に応じた市町村の独自の取り組みや、子育て支援を行う地域活動団体を支援します。
 - ・安心こども基金を活用した助成など
- ファミリーサポートセンター⁵事業を支援します。
 - ・こうちファミリーサポートセンター（高知市）の拡充・広域化や、（社）高知県シルバー人材センター連合会と連携した「子育て」分野でのセンターの活用など
- 子育て家庭等に対して店舗や施設などの協力を得て優待サービスなどを提供する「子育て家庭応援の店事業」を推進します。
 - ・子育て家庭応援の店協力事業者の拡大など
- NPOや企業と連携した学習機会を提供します。
 - ・NPO等による子育て講座や企業出前講座の実施など
- 子育て支援の県民運動の推進に向けた取り組みを進めます。
 - ・子育て応援フォーラムの実施や子育て応援情報紙の発行など高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組みや、早ね早起き朝ごはん県民運動の推進など

■子育てを支援するための人材の育成やネットワークづくり 【少子対策課・生涯学習課】

- 子育てを支援する人材育成のための研修会を開催します。
 - ・家庭教育サポーター等の研修交流会など
- 市町村やNPO等の子育て支援サービスに関する先進的な取組事例を積極的に情報提供します。
 - ・子育て応援情報紙等を通じた子育てサークルの活動の紹介など

目標事業量

項目	平成21年度	平成26年度
地域子育て支援拠点事業	21市町村 38か所	22市町村 45か所※2
一時預かり事業（第2種社会福祉事業の届出）	12市町 24か所	17市町 35か所※2
あったかふれあいセンター	22市町村 28か所	34市町村 44か所※3
認定こども園での子育て支援事業	6か所	20か所※4
子育て家庭応援の店協賛事業所	394事業所※1	600事業所※5

※1：平成22年3月1日現在

※2：市町村計画の積み上げ数字

※3：平成22年度の目標値

※4：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

※5：平成23年度の目標値

⁴ あったかふれあいセンター：こどもから高齢者まで年齢や障害にとらわれず誰もが集い、活動し、介護などのサービスを一体的に提供する地域の支え合いの拠点施設。

⁵ ファミリーサポートセンター：子育ての援助を受けたい人と子育ての援助をしたい人が会員となり、子育ての助け合いをする有償ボランティア組織のこと。高知県内では、高知市のみで実施。

(2) 保育サービスの充実

現状及び課題

- 核家族化の進行や働き方の多様化などに対応した良質な保育サービスの提供など、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実が求められています。
- 現在でも、通常保育に加え、延長保育や病児・病後児保育、乳児保育などの保育サービスが行われていますが、必ずしも多様なニーズに対応したサービスの提供が十分とは言えない状況です。

(保育所・幼稚園等の状況)

■保育所 267 か所、国立幼稚園 1 か所、公立幼稚園 25 か所、私立幼稚園 32 か所、認可外保育施設 102 か所、認定こども園 6 か所

取り組みの方向、具体的な取り組み

■多様な保育ニーズに対応した保育サービスの提供 【幼保支援課】

- 地域のニーズに応じた、延長保育、乳児保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり、幼稚園における預かり保育を促進します。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用することのできる認定こども園への移行を促進します。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
延長保育(開所時間が 11 時間を超える認可保育所)	13 市町村 89 か所	16 市町村 117 か所※1
乳児保育	27 市町村	全市町村
休日保育	1 市 1 か所	4 市 8 か所※1
病児・病後児保育	5 市村 7 か所	10 市町村 13 か所※1
認定こども園	6 か所	20 か所※2

※1：市町村計画の積み上げ数字

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

2 職業生活と家庭生活との両立の推進等

(1) 次代の親の育成

1) 男女共同参画社会の実現

現状及び課題

- 将来、親となる若者に対して、家庭や社会での男女のあり方、男女共同参画社会の大切さを理解してもらうことは重要です。
- 本県では、平成15年に「高知県男女共同参画社会づくり条例⁶⁾」を制定するとともに、平成16年には「こうち男女共同参画プラン」を見直すなど、男女共同参画社会の実現を目指して取り組んできました。ただ、家事や子育て、介護等への男性の参加、意思決定の場への女性の参画などの場面で固定的な役割分担の意識が根強く残っています。
また、DV⁷⁾やセクシャルハラスメントなどの人権侵害も残されており、適切な対応が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■新たな「男女共同参画プラン」の策定を通じた男女共同参画の取り組みの推進

【県民生活・男女共同参画課】

- 平成21年度に実施した県民意識調査をもとに、職場や家庭での意識の変化、新たな課題を把握し、平成23年度からの新たな「男女共同参画プラン」を策定します。

■こうち男女共同参画センター「ソーレ」を拠点とした男女共同参画の推進

【県民生活・男女共同参画課】

- 情報紙やホームページを通じた情報提供を行います。
 - ・男女共同参画に関する情報や取り組み内容の情報提供など
- 男性や子育て世代を対象とした講座を開催します。
 - ・男性の育児・家事参画意識の醸成や、親としての心構え、保護者が考える悩みや問題点の解決に取り組むための講座の開催など

■DVなどの人権侵害への対応

【県民生活・男女共同参画課】

- 男女の人権が尊重され、DVをはじめとする暴力を許さない地域社会を実現するため、あらゆる世代への広報啓発活動を推進します。
 - ・行政や民間活動団体と連携したDV防止の広報啓発や、予防教育としてのデートDV教育の推進など
- DV被害者及び同伴するこども等を保護し、自立に向けた支援を行います。
DV被害者に同伴するこどもに対しての学習支援や、児童相談所と連携した専門的なケアの実施など

⁶⁾ 高知県男女共同参画社会づくり条例：男女共同参画社会を実現するため、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進する取組に関し必要な事項を定めるとして、平成16年4月に策定した条例。

⁷⁾ DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある又は親密な関係にあった男女間における暴力のことをいい、殴る・蹴るなどの身体的暴力や、避妊に協力しないなどの性的暴力、見下している・怒鳴る・ののしるなどの言葉による精神的暴力、こどもに暴力を見せたり危険な目にあわせる・こどもを取り上げるなどのこどもを利用した暴力などがある。

2) 若者の就職支援

現状及び課題

- 将来、親となる若者に対して、職業意識の形成や就業支援の取り組みを強化し、自立を促進していくことが大切です。
- 雇用失業情勢が厳しさを増す中で、職業能力形成機会に恵まれない(就労経験が乏しい)フリーター等の若者にとっては、安定した就労に就くことが困難な状況となっています。(H17 若年無業者数 3,230 人(1.88% 全国2位))

また、就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代後半を迎え、年齢的にも安定した職業に就くには厳しい状況です。

- 新規高卒就職者を見ても、半数以上(H19年度:52.0%、H20年度:52.8%)が県外企業へ就職しており、県内就職を促進するためには、産業界・学校・行政の連携強化や、県内企業の情報の充実などが必要となっています。

併せて、中学校卒業時又は高等学校中途退学時に進路未定であった者がニートやひきこもりにならないようにするため、学校・地域と連携した若者サポートステーション⁸の利用促進、早期の就学、就労に向けた支援方法の確立が必要です。

(中学校卒業者の進路未定者等の状況)

■中学校卒業者の進路未定者(家事手伝い、各種学校等を含む)(H20)86人

■高校中途退学者(H20)447人

■若者サポートステーションでの支援(H20)

登録者数251名 進路決定者54名 進路決定率21.6%

取り組みの方向、具体的な取り組み

■就職支援相談センター事業の充実 【雇用労働政策課】

- 若者の総合的な就職支援を推進します。
 - ・ジョブカフェこうち⁹における、就職に関するきめ細やかな相談や、コンサルティング業務等の実施、併設ハローワークとの連携強化、幡多サテライトにおける取り組みの充実など

■職業意識や職業能力の向上を図るための職業訓練の実施 【雇用労働政策課】

- 若年者(40歳未満)を対象とした職業訓練を推進します。
 - ・専修学校等民間の教育訓練機関への委託
- 訓練生に対する支援を充実します。
 - ・能力開発支援相談員の助言、指導による訓練終了後の早期就職の促進など

⁸ 若者サポートステーション:青少年の就学や、就労に向けた支援を行うため、教育・福祉・医療・労働の各関係機関が連携し、学校教育から継続した支援を行う中心的な機関。高知市には「こうち若者サポートステーション」が、黒潮町には「高知黒潮若者サポートステーション」がある。

⁹ ジョブカフェこうち:若者の厳しい雇用情勢を改善するため、就職に関する様々な相談やセミナーなどを通じて、就職支援を行う機関「高知県就職支援相談センター」として平成16年5月に高知市に設置。このほか関連機関は、ハローワーク高知若者相談コーナー(平成19年12月開設)や四万十市の幡多サテライトがある。

■高校と産業界、行政による連携体制の構築など産業人材の育成 【雇用労働政策課】

- 企業と学校のマッチングを行います。
 - ・連携組織（「高知県地域産業担い手人材育成連携推進委員会」及び「同幹事会」）における連携方策などの検討や、担い手人材育成コーディネーターの配置
- 企業と連携した取り組みを推進します。
 - ・生徒の企業実習（デュアルシステム）や、企業技術者等による技術指導、産業教育担当教員等の企業研修など
- 学校と企業が連携した取り組みを推進します。
 - ・企業と学校との共同研究、受入れ企業との意見交換会の開催など
- 国と連携した取り組みを推進します。
 - ・若年者地域連携事業との共同事業など

■新規高等学校卒業者に対する支援 【雇用労働政策課】

- 新規高等学校卒業者の未就職者対策を行います。
 - ・早期の就職支援として、職業訓練から引き続いた就業体験など

■支援を要する若者の自立に向けた支援 【生涯学習課】

- 中学校卒業後や高校中途退学後の進路未定者、ニート、ひきこもりの若者を対象にした若者サポートステーションによる就学や就労に向けた支援を行います。
 - ・個別カウンセリングや体験活動の実施、職業訓練やトライアル雇用などの支援など
- 企業等と連携した取り組みを推進します。
 - ・若者の職場体験の受入、職業講話への派遣など
- 広報啓発活動を充実します。
 - ・福祉・労働・教育の関係機関との連絡会の開催や、保護者セミナー、交流会の開催など

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
若者サポートステーションにおける 要支援者の自立（就学、就労）率	30%	60%※

※：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

(2) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

現状及び課題

- 本来、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しは、個々の企業等の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくべきものです。
本県では、全国に比べて、共働き世帯や、女性の正規の職員・従業員の割合が高い状況にあることから、それぞれの実情を踏まえ、働き方の見直しを進めていくことが重要です。
- 本県では、現在、次世代育成支援企業認証制度¹⁰に取り組んでいますが、認証企業数が少なく、また、特に、中小零細企業が多く、厳しい経済状況の中で、各企業の次世代育成支援の取り組みは残念ながら十分に進んでいない状況です。
- 「改正次世代育成支援対策推進法」(H20.12)や、「改正育児・介護休業法」(H21.7)の公布など国の動向を踏まえるとともに、県独自での取り組みを進める必要があります。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■高知県次世代育成支援企業認証制度の推進 【雇用労働政策課】

- 引き続き、子育て支援に積極的に取り組む企業を認証し、その取り組みを支援します。
・認証に積極的に取り組もうとする中小企業に対する認証要件を満たすためのアドバイス等の実施など

■国等と連携したワーク・ライフ・バランスの推進 【少子対策課、雇用労働政策課】

- 子育て支援に係る助成金のPRなど制度の広報を充実します。
- 国と連携した取り組みを推進します。
・家族の週間に合わせた時間外労働の削減など働き方の見直しの促進や、労働局や関係団体などと連携したセミナーの開催など
- 高知県少子化対策推進県民会議と連携した取り組みを推進します。
・ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの共催など

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
高知県次世代育成支援認証企業	44 社	80 社

¹⁰ 次世代育成支援企業認証制度：次代の社会を担うこどもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的として、男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を高知県知事が認証する制度。

(3) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

現状及び課題

- 核家族化の進行や働き方の多様化などに対応した良質な保育サービスの提供など、仕事と子育ての両立を支える保育サービスや地域の子育て支援の充実が求められています。
- 現在でも、通常保育に加え、延長保育や病児・病後児保育、乳児保育などの保育サービスが行われていますが、必ずしも多様なニーズに対応したサービスの提供が十分とは言えない状況です。

(保育所・幼稚園等の状況)

- 保育所 267 か所、国立幼稚園 1 か所、公立幼稚園 25 か所、私立幼稚園 32 か所、認可外保育施設 102 か所、認定こども園 6 か所

取り組みの方向、具体的な取り組み

■多様なニーズに対応した保育サービスや地域の子育て支援の充実

【少子対策課、幼保支援課】

- 地域のニーズに応じた、延長保育、乳児保育、休日保育、病児・病後児保育、一時預かり、幼稚園における預かり保育など、働きながら子育てしやすい環境づくりを進めます。
- 保護者の就労の有無にかかわらず利用することのできる認定こども園への移行を促進します。

■放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実 【生涯学習課】

- 県内すべての小学校区への放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置、中学生を対象とした放課後学習室の設置など、放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実を図ります。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
延長保育（開所時間が 11 時間を超える認可保育所）	13 市町村 89 か所	16 市町村 117 か所※2
乳児保育	27 市町村	全市町村
休日保育	1 市 1 か所	4 市 8 か所※2
病児・病後児保育	5 市村 7 か所	10 市町村 13 か所※2
一時預かり事業（第 2 種社会福祉事業の届出）	12 市町 24 か所	17 市町 35 か所※2
認定こども園	6 か所	20 か所※3
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	71.3%※1	100%※3

※1：平成 21 年 11 月現在

※2：市町村計画の積み上げ数字

※3：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

3 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

(1) こどもや母親の健康の確保

現状及び課題

- 本県の乳児死亡率は3.6(出生千対)で全国ワースト1位、新生児死亡率は1.7(出生千対)で全国4位、死産率は32.9(出産千対)で全国4位と、全国と比べて非常に高くなっており、周産期における胎児の発育の未熟性が原因と考えられる死亡が多くなっています。
- また、産科医や助産師の不足等により、分娩を取り扱う医療機関が減少しており、保健医療圏域によっては分娩取扱医療機関がなくなったり、高次周産期医療施設の機能が維持できなくなりつつあるなど、このままでは本県の周産期医療が崩壊するおそれがあります。

(産科医、助産師等の状況)

- 産科医(H20.12.31現在) 安芸1名 中央45名 幡多7名 高幡1名
- 助産師(H20.12.31現在) 安芸8名 中央123名 幡多14名 高幡2名
- 分娩取扱施設(H21.12.31現在)
 - 安芸1施設 中央17施設 幡多2施設 高幡1施設(H22.2から0)
- 周産期医療施設(H21.12.31現在) 一次14施設 二次5施設 三次2施設
- これらの課題に対しては、母体管理の重要性や周産期医療体制についての県民の意識の啓発を行うとともに、医療機関の確保や医療機関の連携強化、搬送体制の充実を図っていくことが必要です。
- 乳幼児健診の受診率が低下しており、受診率向上対策などの検討が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■市町村が行う母子保健事業への支援 【健康づくり課】

- 子育ての経済的支援策として、乳幼児医療費の助成等を行います。
 - ・各市町村への乳幼児医療費の助成の継続や、全国一律の制度となるよう、医療保険制度による自己負担の軽減、無料化について国に対し要望
- 妊婦への経済的支援策として、市町村が行う妊婦健康診査に対する支援を行います。
- 乳児死亡率等の改善を図るため、妊婦への訪問による母体管理の徹底などの取り組みに対する支援を強化します。
- 各市町村と乳幼児健診の受診率低下の要因を探りながら受診率向上に向けて取り組んでいきます。

■産科医、助産師等の確保 【健康づくり課、医師確保推進課】

- 産科医等の処遇改善を図るよう、医療機関への財政的な支援を行います。
 - 分娩手当や新生児を担当する小児科医への手当を支給する医療機関への支援など
- 医師養成奨学貸付金における特定科目加算を実施します。
 - 産婦人科等特定科目を志す者に対する加算など

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

- 特定科目臨床研修奨励貸付金を行います。

産婦人科等特定科目の臨床研修を行う医師に対する貸付など

- 助産師を活用した妊婦への支援体制整備を進めるため、院内助産所、助産師外来開設を促進します。

院内助産所等を開設しようとする医療機関管理者等への研修や助産師全体の研修など

■周産期医療機関の確保・充実 【健康づくり課】

- 各医療保健圏域に最低1か所の分娩取扱医療機関の確保に努めます。
- 周産期医療ネットワークの充実強化を推進します。
 - ・地域医療機関と高次医療機関との連携による、医療機関の機能に応じた適切な母体及び新生児の搬送の実施など
- 情報システム等を活用した情報提供を推進します。
 - ・周産期医療情報システムによる病床の受入情報提供や多胎診療情報登録によるハイリスク妊婦の管理など
- 地域におけるハイリスク新生児や乳児の受入体制を充実します。
 - ・地域において訪問看護等の医療ケアが提供可能となるような人材の育成や体制の整備など

■県民への啓発 【健康づくり課】

- 啓発や広報活動を充実します。
 - ・妊娠届時などの機会を活用した、妊婦健康診査の適切な受診や、医療機能に応じた医療機関の選択、乳幼児健診の大切さの啓発など

目標事業量

項目	平成21年度	平成26年度
乳児死亡率	3.6※1	全国水準
新生児死亡率	1.7※1	〃
周産期死亡率	4.5※2	〃
死産率	32.9※2	〃
1歳6か月健診の受診率	81.4%※3	90%
3歳児健診の受診率	78.4%※3	90%

※1：平成20年度数値（出生千対）

参考：全国水準 乳児死亡率2.6、新生児死亡率1.2

※2：平成20年度数値（出産千対）

参考：全国水準 周産期死亡率4.3、死産率25.2

※3：平成20年度数値

(2)「食育」の推進

現状及び課題

- 不規則な生活習慣などを原因とする生活リズムや食生活の乱れは、こどもの成長に大きな影響を与えます。規則正しく、バランスのとれた食事を習慣化することは、健康で豊かな人間性を育み、日々の生活に活力を与えるものです。
- 朝食を欠食するこどもが約2割いることや、県民の野菜摂取量が1日に必要とされている350gに満たないなど県民の食生活に問題があることから、こどもや保護者に対する食育が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■家庭や学校、地域が連携した食育の推進 【健康づくり課、スポーツ健康教育課】

- 市町村における食育を支援します。
 - ・市町村食育推進計画の策定支援など
- 家庭における望ましい食習慣の確立に向けた取り組みを進めます。
- 学校、保育所等における食育を推進します。
- 地域における食育を推進します。
 - ・食生活改善推進員による児童生徒への食育講座など

■本県の農林水産業と食文化に根ざした食育の推進 【産地づくり課、スポーツ健康教育課】

- 食育や食農教育等の体験学習を推進します。
 - ・米づくり、栽培体験、収穫体験、調理実習など
- 地場産物を学校給食へ取り入れます。

■県民を主体とした県民運動の展開 【健康づくり課】

- 啓発活動を推進し、食育推進の気運を醸成します。

目標事業量

項目	平成21年度	平成26年度
食育推進計画策定市町村数	8市町※1	20市町村※2
食に関する指導の年間(全体)計画を作成している学校の割合	58.2%	100%※2
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		
小学生	88.6%	95%以上※2
中学生	80.0%	90%以上※2
高校生	75.7%	85%以上※2

※1：平成21年度見込み

※2：「高知県食育推進計画」による平成23年度の目標値

(3) 思春期保健対策の充実

現状及び課題

- 人間関係の希薄化や、性情報の氾濫等により、性に関する意識や価値観が多様化し、性行動の活発化・低年齢化が進むなど、思春期のこどもたちを取り巻く環境が大きく変化しています。
- また、人工妊娠中絶の実施件数は減少してきましたが、人工妊娠中絶実施率は依然として全国より高い水準で推移し、若い人の性感染症の罹患率も高水準となっています。

(10代の人工妊娠中絶等の状況)

- 10代の人工妊娠中絶実施件数(H20) 172件(総数に占める10代の割合9.8%)
- 10代の人工妊娠中絶実施率(H20) 10.8(15歳以上20歳未満の女子総人口千人対)全国2位
- 10代の性感染症4疾患(性器クラミジア感染症、淋菌感染症、尖圭コンジローマ、性器ヘルペス感染症)の罹患率(H19) 208.4人(対人口10万人)
- 本県では、平成15年に、思春期のこどもたちが気軽に悩みを相談できる場所として、「思春期相談センター(PRINK)」を設置しています。平成22年度からは、思春期のこどもたちが利用しやすいメール相談を開設し、相談機能をより充実した内容に変更します。
- また、薬物乱用等の防止に向けた取り組みも実施していますが、さらなる取り組みの強化が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■性や性感染症予防に対する正しい知識の普及啓発 【健康づくり課、スポーツ健康教育課】

〈学校における健康教育や相談体制〉

- 学校における健康教育を充実します。
 - ・ 性に関する教育指導者研修会の開催など
- 学校における相談体制を強化します。
 - ・ カウンセリングや学校の相談体制の強化、スクールカウンセラー¹¹の配置の促進など

〈関連機関との連携による思春期保健対策〉

- 地域保健との連携を進めます。
 - ・ 市町村への支援協力や人工妊娠中絶の状況等の情報提供など
- 学校保健との連携を進めます。
 - ・ 性に関する教育指導者研修会等での事業紹介や、性に関する教育研修会等への講師派遣など
- 医療機関等との連携を進めます。
 - ・ 産婦人科医会等での人工妊娠中絶の状況等の情報提供と協力要請や、産婦人科医療機関への事業広報など
- 警察との連携を進めます。
 - ・ 人工妊娠中絶の状況等の情報提供や、性犯罪に係る個別ケースへの支援協力など

¹¹ スクールカウンセラー：臨床心理に関する専門的な知識や経験を有し、学校において、いじめや不登校、問題行動などの解決のため児童生徒、教職員、保護者からの相談に応じる者。

■思春期相談センター事業の推進 【健康づくり課】

- 相談事業を充実します。
 - ・電話相談・メール相談や、出張 PRINK の地域開催など
- 啓発活動を充実します。
 - ・ピアカウンセラーと共に、エイズ予防キャンペーンや、新成人に対する性病・エイズ予防等の啓発活動、高等学校等の新卒者への啓発活動など
- ピアカウンセラー活動を支援します。
 - ・中学、高校等からの要請によるピアカウンセリング（大学生等による、性に関する正しい知識の伝達や相談対応）の実施や啓発イベント開催の支援など

■喫煙や薬物等に関する普及啓発 【スポーツ健康教育課】

- 学校における健康教育を充実します。
 - ・喫煙・薬物乱用防止教室や飲酒予防教室の開催など
- 指導者の育成のための研修会や、地域と連携した薬物乱用防止に関する普及啓発を実施します。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
10 代の人工妊娠中絶実施率	10.8 (全国 7.6) ※1	全国水準以下
15 歳未満の人工妊娠中絶件数	1 件※2	0 件

※1：平成 20 年度数値（15 歳以上 20 歳未満の女子総人口千対）

※2：平成 20 年度数値

(4) 小児医療の充実

1) 小児救急医療体制の確保

現状及び課題

- 小児科医による専門的な医療を受けさせたいという保護者の強い思いや、共働き夫婦が多く昼間にこどもを受診させることが難しいことなどから、小児救急病院に時間外の軽症患者の受診が集中しています。
- また、小児救急病院に勤務する小児科医師にとっては、長時間にわたる不規則な勤務を強いられ、厳しい労働環境にあることから辞めていくなど、小児救急を担う小児科医不足が深刻な問題となっています。
- 県民に対する適正な受診の啓発や、小児科医師の勤務環境の改善、小児救急電話相談事業の充実が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■適正受診の啓発 【医療薬務課】

- 新聞や県の広報紙など様々なメディアを通して、小児救急医療の現状を伝え、県民の理解と協力を求めます。
- 小児科医による講演会の開催や「お子さんの急病対応ガイドブック」の作成・配布を行います。

■小児科医師の勤務環境の改善 【医療薬務課】

- 高知市小児急患センターの運営支援や、小児急患センターと小児救急輪番病院との役割分担の明確化を進めることにより、輪番病院の勤務環境の改善を図ります。

■小児救急電話相談事業の充実 【医療薬務課】

- 「こうちこども救急ダイヤル¹²」の相談日の拡充の検討など、小児の急患時への対応や保護者の不安解消を図ります。

2) 小児科医師の確保

現状及び課題

- 全国的にも医師不足が課題となっていますが、本県では、特に、安芸保健医療圏と高幡保健医療圏において、小児科医がそれぞれ4名、2名となっており、医師不足が深刻化しています。
- 国において、医学部の定員の増や、臨床研修制度の見直しなどが行われていますが、さらに、それが地域における小児科医の確保につながる仕組みづくりが必要です。また、県においても、人材確保のための仕組みの強化が必要です。

¹² こうちこども救急ダイヤル:夜間におけるこどもの急な病気などについて、保護者等の不安解消のため、看護師が窓口となり、金曜、土曜、日曜など休日の夜8時から午前1時までの間、保護者等からの相談に対応する専用電話(番号は、「#8000」または「(088) 873-3090」)。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■人材確保のための仕組みの強化 【医師確保推進課】

- 医師養成奨学貸付金における特定科目加算を実施します。
小児科等特定科目を志す者に対する加算など
- 特定科目臨床研修奨励貸付金の貸付を行います。
小児科等特定科目の臨床研修を行う医師に対する支援など

3) 乳幼児医療費の助成

現状及び課題

- 現在、各市町村に対し、乳児及び第3子以降の幼児に係る医療費（全額公費負担）や、就学前の幼児に対する医療費（一部公費負担）の助成を行っていますが、市町村によっては、中学校卒業まで無料化している市町村もあるなど、居住する市町村によって差が生じています。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■子育ての経済的負担の軽減 【健康づくり課】

- 子育ての経済的支援策として、乳幼児医療費の助成等を行います。[再掲]
 - ・ 各市町村への乳幼児医療費の助成の継続や、全国一律の新たな医療保険制度による自己負担の軽減、無料化に向けた国への要望

(5) 不妊治療対策の充実

現状及び課題

- 不妊は、こどもが欲しい夫婦にとって切実な問題です。
- 医療保険が適用されないことから、医療費が高額となる特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減しています。
- また、県内の各福祉保健所及び高知市保健所に、不妊に関する情報提供を行ったり、不妊による心の悩みなどの相談を受ける「不妊専門相談センター」を設置して対応しています。
しかし、不妊相談への対応には、治療に関する専門知識やカウンセリング能力を高めていくことが欠かせませんので、相談員の資質向上の取り組みを進める必要があります。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■不妊に悩む夫婦のニーズに合った相談体制の整備(精神的サポートの充実) 【健康づくり課】

- 不妊治療を行っている方の仲間づくりや相談の場として「不妊セミナー」を実施します。
- 研修会への参加など相談員の不妊治療に関する知識等の向上を図ります。

■不妊治療の経済的負担の軽減 【健康づくり課】

- 不妊治療費の助成など不妊治療の経済的負担の軽減を図ります。
 - ・不妊治療に要する費用の一部の助成の継続や、医療保険の適用など抜本的な支援の拡大、所得制限の撤廃などを国に対し要望

Ⅱ すべてのこどもが次代の担い手として活躍できる力を育むことのできる社会を目指して

1 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境等の整備

1) 幼児教育の充実

現状及び課題

- 幼児期は人格形成の基礎を培ううえで非常に重要な時期ですが、幼児教育の重要性に対する理解がまだ十分に進んでいません。
- 就学前のこどもが必ずしも一体的に捉えられていないことや、地域間・施設間等での保育内容や研修に対する意識差があること、幼児教育と小学校教育との接続が十分でないといった課題への対応が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■幼児教育の質の向上 【幼保支援課】

- 保育所と幼稚園の市町村における行政窓口を教育委員会に一本化することを推奨します。
- より質の高い保育・教育を推進します。
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図ります。
- 就学前の保育・教育を一体的に提供する認定こども園への移行を促進します。

目標事業量

項目	平成 21 年度	平成 26 年度
保育所と幼稚園の行政窓口を一本化した市町村数	12 市町村	19 市町村※
公開保育実施園 ²	30%	50%※
認定こども園	6 か所	20 か所※
保幼小連携推進地域	3 地域	9 地域※

※：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

² 公開保育実施園：公開保育とは、保育を振り返り、保育内容の向上につなげるため、実際に行われている保育を公開したうえで、研究協議を行う研修のこと。ここでいう、公開保育実施園とは、県が支援して実施したものを指す。

2) 基礎学力の定着と学力の向上

現状及び課題

- 平成19年度から実施されている全国学力・学習状況調査では、高知県の小学校の国語と算数の平均正答率は、全国とほぼ同じ水準で推移しています。

一方、中学校の国語と数学の平均正答率は、家庭学習の習慣が身につけていないことなどから、平成19、20年度は、いずれも全国46位と、全国水準を大きく下回っています。平成21年度は、国語、数学とも全国の平均正答率との差は縮まっているものの、国語が全国45位、数学が46位と、依然として厳しい状況にあります。

そのため、まずは学力を全国水準まで引き上げるなど、学力向上に向けた取り組みが必要です。

(平成21年度全国学力・学習状況調査の平均正答率<中学校>)

■高知県	国語：72.0% (全国45位)	数学：53.1% (全国46位)
全国	国語：75.8%	数学：59.8%

- また、高等学校においては、義務教育段階での基礎学力が十分に定着しないまま高等学校に入学してくる生徒が多く、授業にうまく適応できない場合、学習意欲が低下し、単位未修得や中途退学につながる恐れがあります。

そのため、基礎学力の定着や、進路希望に応じた系統的な学力向上対策が必要であり、まずは学力を全国水準まで引き上げるなど、学力向上に向けた取り組みが必要です。

(平成21年度高等学校入学者の状況)

■学力検査で得点率30%以下の生徒数	436人 (受験者の18.3%)
--------------------	------------------

(平成20年度学習支援テストの結果)

■数学の正答率	図形：28.5%	数と式：63.9%	数量関係：40.2%
■家庭での学習時間30分以下	全体の69.6%		

取り組みの方向、具体的な取り組み

■学力向上のための学校改善プランに基づく支援・指導の強化 (小中学校) 【小中学校課】

- 学力向上のためのPDCAサイクルを明確にした、学校改善プランを作成し、その確実な実行に向けて指導・助言を行うために学力向上支援チームによる学校訪問を実施します。

■国語、算数・数学等の学力の定着 (小中学校) 【小中学校課】

- 国語学習シート等の活用により、授業改善に取り組むとともに、家庭学習の仕方や習慣を身につけることで、国語の学力の向上を図ります。
- 学校図書館活動を活性化させることで読書に親しむ態度を育成し、豊かな感性や思考力・表現力の育成を図ります。
- 算数・数学単元テスト、算数・数学シート等により、基礎基本の確実な定着と授業改善の促進を図ります。

■高知市と連携した学力向上の取り組みの推進 (小中学校) 【小中学校課】

- 中学生を対象として学習習慣確立プログラムを実施します。
- 中学生の基礎学力の定着を確かなものにするため、小学校段階から学習習慣を身につけられるよう支援します。

・小学校への放課後学習室設置に対する支援など

■先導的な役割を担う学校への支援（小中学校） 【小中学校課】

- 「目指せ！教育先進校応援事業」や、「新教育課程拠点校指定事業」などの実施を通じて、教育水準の向上に意欲的に取り組む学校を支援します。

■基礎学力の定着（高等学校） 【高等学校課】

- 義務教育段階の学習と高等学校の学習のスムーズな接続を図ります。
 - ・各高等学校の生徒の学力に応じたつなぎ教材の作成など
- 家庭学習の習慣化を促進します。
 - ・家庭学習の習慣を身につけられるような家庭学習教材の研究、作成など
- 基礎学力定着のための学習のサポートを行います。
 - ・放課後や長期休業中に基礎学力定着のためのサポートを行う学力向上サポート員の配置など

■進路希望の実現のための系統的な学力向上対策（高等学校） 【高等学校課】

- 拠点校における学力定着把握調査や学習合宿を実施します。
- 教員の教科指導能力の向上を図ります。
 - ・校内外での研修や県内外の先進校の視察、教科別研究協議会の実施など
- 生徒の学習意欲の向上に向けた取り組みを充実します。
 - ・生徒・教員による大学訪問、進学・就職の情報収集など

目標事業量

項目	平成 21 年度	平成 26 年度
中学生の学力の定着 全国学力・学習状況調査における 平均正答率		
国語A（知識）	全国平均の-2.8ポイント（全国45位）	全国の平均正答率※4
国語B（活用）	” -4.7ポイント（全国45位）	”
数学A（知識）	” -6.2ポイント（全国46位）	”
数学B（活用）	” -7.2ポイント（全国46位）	”
中学生の家庭学習の状況		
勉強時間が30分未満の生徒	21.1%	18.0%※4
家で宿題を全くしていない生徒	5.6%	5.0%※4
高等学校の学力の定着		
国公立大学合格者数の増加	410人※1	600人※4
中途退学率の減少	2.2%（全国2.0%）※2	全国水準※4
就職内定率の向上	89.4%※3	95%※4

※1：H21.3卒業生

※2：H20年度(公私立、全定)

※3：H21.3卒(公立全日、定時制)

※4：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

3) 豊かな心の育成

現状及び課題

- 平成20年度における不登校児童生徒の状況は、平成19年度に比べて改善されましたが依然として深刻な状況にあり、適切な対応が求められます。

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

(不登校の状況)

■国・公・私立の小・中学校における不登校児童生徒数 848人

小学校：前年度比で17人減の184人

中学校：前年度比81人減の664人

■不登校児童生徒が在籍する学校数(国・公・私立)

183校(小学校93校、中学校90校)

全学校数に占める割合：41.9%(小学校31.2%、中学校64.7%)

- 平成20年度におけるいじめの状況は、全国水準を下回っていますが、いじめは潜在化しているものであることを認識して取り組みを進める必要があります。

(いじめの状況)

■認知件数 全体では前年比104件減少

小学校：31件(前年度96件)、中学校：126件(前年度162件)

高等学校：41件(前年度44件)、特別支援学校：1件(前年度1件)

- そのため、教職員が、児童生徒の心の状態をきめ細かく把握できるような調査や分析、支援方法の検討などを行うとともに、スクールカウンセラー等の活用や関係機関との連携、学校での組織的な取り組みなど体制整備等が必要です。
- また、道徳教育やキャリア教育の推進、読書環境や自然体験活動の充実などを通じて、豊かな心を形成していくことも必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■児童生徒理解の徹底 【小中学校課、人権教育課】

- 人と人をつなぐ力を育むための実践研究などを通じて、不登校やいじめを生じさせない学校づくりを進めます。
 - ・人間関係づくりや社会性、コミュニケーション能力の育成など
- 中1ギャップの解消を進めます。
 - ・小中学校を通じた連続性のある人間関係づくりや生徒指導など
- 児童生徒への支援を充実します。
 - ・児童生徒の長期欠席(不登校)等の未然防止、早期発見、早期対応など
- 教職員の意識改革や全教職員の実践力の向上を図ります。
 - ・教職員向けのいじめ・不登校・児童虐待等に関する体系的な研修など

■道徳教育の充実等における心の教育の推進 【小中学校課】

- 実践研究の活性化や、指定校等での研究成果の他の小中学校への普及など創意工夫を生かした道徳教育を推進します。
- 道徳の時間の副読本を充実します。

■豊かな心や創造性を涵養する情操教育の推進 【小中学校課、生涯学習課】

- こどもの夢や希望を実現するキャリア教育を推進します。
 - ・小中学校におけるキャリア教育全体計画の作成の推進や、キャリア教育学習プログラムの作成、普及など

- こどもの読書環境を充実します。
 - ・「高知県子ども読書活動推進計画」に基づく、こどもの読書環境の地域間格差の解消及び、こどもの読書時間の増加や質の向上に向けた取り組みなど
- 学校教育における充実した社会体験や自然体験等様々な体験活動を推進します。
- こどもたちの豊かな感性を育み、親子で様々な感動を体験できる環境づくりを進めます。

■組織的な学校・学級経営の確立 【人権教育課】

- いじめや不登校等を早期に発見し、学級状況の改善に役立てるためのアンケート（Q-Uアンケート）を全小中学校で実施し、普及、定着させます。
- 学級経営の実践的な研修や不登校等へのチーム支援など校内体制づくりを進めます。

■相談体制の充実 【人権教育課、生涯学習課】

- 学校における教育相談体制を充実します。
 - ・スクールカウンセラーや心の教育アドバイザーの配置など
- 学校と関係機関とを繋ぎ、問題解決のためのトータルコーディネートの役割を担うスクールソーシャルワーカーの市町村への配置を進めます。
- 心の教育センターの体制強化を図り、出張教育相談や来所等による教育相談を充実します。
- 「若者サポートステーション」の機能を充実させ、関係機関と連携して、社会的自立を進め、中学校卒業後や高校中退後に進路が決まっていない子どもたちを支援します。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
キャリア教育全体計画の作成率		
小学校	38%※1	100%※2
中学校	55%※1	100%※2
道徳授業の公開率（全学級・一部学級公開、予定含む）		
小学校	96.5%	100%※2
中学校	82.9%	100%※2
市町村の「子どもの読書活動推進計画」の策定	17.6%	100%※2
学校外の読書時間の10分未満の割合		
小学生	40%	20%※2
中学生	49.5%	25%※2
若者サポートステーションにおける要支援者の自立（就学、就労）率	30%	60%※2

※1：平成20年度実績

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

4) 健やかな体の育成

現状及び課題

- 平成20年度に初めて実施された「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果では、体力合計点で、小学校男子・女子とも全国47位、中学校男子が45位、女子が46位と、高知県の児童

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

生徒の体力は、全国最低水準との大変厳しい状況が明らかになりました。

- 「平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果では、体力合計点を前年度と比較した改善率(H21/H20)は、小学校男女・中学校男女とも全国第1位と大きく上昇しました。また、実技に関する調査では、全国平均値を上回る種目も増え、少しずつではありますが、全体として上昇傾向がみられるようになってきています。

(体力合計点の改善率)

小学校男子 前年比：103.14% (H20:51.61→H21:53.23)

小学校女子 前年比：102.24% (H20:52.19→H21:53.36)

中学校男子 前年比：102.36% (H20:38.18→H21:39.08)

中学校女子 前年比：103.66% (H20:43.95→H21:45.56)

- しかし、全国平均を上回る種目の率は、小中学校合わせて2割程度、体力合計点においても、小学校男子全国40位、女子38位、中学校男子42位、女子40位と、全国水準からはまだ下回っているのが現状です。
- また、体力向上に向けて取り組んだ学校の割合も、全国平均より大きく下回る結果となっています。

(全国体力・運動能力、運動習慣等調査を踏まえた取り組み状況)

体育授業の改善 小学校：39.2% (全国平均：54.7%)

中学校：57.3% (全国平均：72.6%)

授業以外での取り組み 小学校：40.1% (全国平均：53.4%)

中学校：17.9% (全国平均：26.1%)

- こうしたことから、「こうちの子ども体力アップアクションプラン」を基として、体育学習や体育的活動の充実、こどもの生涯にわたる健康の保持増進に必要な運動習慣等を身に付けさせるための健康教育のさらなる推進が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■魅力ある体育学習・体育的活動の充実 【スポーツ健康教育課】

- 学校が行う児童生徒の実態把握を支援します。
 - ・新体力テストの実施方法の周知や、データの集計・分析の支援など
- 体力向上を意図した体育・保健体育科の授業を充実します。
 - ・小学校体育指導資料等の作成や、外部講師を活用した体育授業の推進、指導力の向上など
- 身体を使った運動をする機会を充実します。

■運動習慣の定着 【スポーツ健康教育課】

- 運動習慣の大切さに気付かせるとともに、自ら運動習慣を身に付けるようにするため、指導の充実、活動の工夫を図ります。

■校内指導体制の確立 【スポーツ健康教育課】

- 校内指導体制の見直しや改善、運動が苦手な児童生徒への取り組みの充実を図ります。

■研修の充実と啓発活動 【スポーツ健康教育課】

- 体力を向上させるための研修会等を充実します。

- ・管理職のリーダーシップの向上や、児童生徒の体力向上に向けた指導者の育成など
- 体力向上に係る啓発活動を推進します。
 - ・体力関連報告書や指導資料、ホームページの活用など

■学校教育活動全体での健康教育の推進 【スポーツ健康教育課】

- 体育科、特別活動と連携した健康教育活動を推進します。
 - ・体育の授業や保健指導、学校行事の充実など
- 家庭や地域と連携した生活習慣改善の取り組みを推進します。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
児童生徒の体力の向上 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点		
小学校男子	全国平均の-0.96 ポイント(全国 40 位)	全国平均値※
小学校女子	全国平均の-1.24 ポイント(全国 38 位)	全国平均値※
中学校男子	全国平均の-2.22 ポイント(全国 42 位)	全国平均値※
中学校女子	全国平均の-2.31 ポイント(全国 40 位)	全国平均値※

※：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

5) 信頼される学校づくり

現状及び課題

- これまでも、授業評価や教員研修などを通じて、学力向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、基礎学力の定着という面では不十分な状況になっています。

また、本県には小規模校が多く、中学校では教科担任が1人となることが多いため、校内では同じ教科で切磋琢磨する機会に恵まれていないといった状況もあります。
- 今後、新規採用者数の増加が見込まれるため、引き続きより良い教員が採用されるシステムの構築に取り組むとともに、質の高い受審者を増加させることが必要です。

また、指導主事の計画的な育成や、指導主事を活用して校内研修の内容をより充実させる取り組みが必要です。
- 平成 20 年度からすべての県立学校で、自己評価及び学校関係者評価を実施し、その結果をHPや学校通信などで公表していますが、今後、個々の教職員の自己目標との関連や、学校関係者評価の方法、評価結果の次年度への反映など、改善していくことが必要です。
- 学校教育施設等の整備については、生徒数の減少などを見据えて県立高校の質的向上を図り、より良い教育環境を提供するため県立高等学校の再編を進めるとともに、公立学校施設の耐震化を進めることが必要となっています。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■教職員の研修等の充実強化 【教育政策課、小中学校課】

- 教科研究センターを設置し、教科研究に励む教員の自主的な活動を推進します。
 - ・ 教科研究に必要な学習指導案³や研究場所の整備、採用勉強会⁴とも連動した授業づくり講座など
- 育成型人事評価制度等の改善と効果的な運用を推進します。
 - ・ 有識者による検討委員会の開催など
- 勤務校での日々の活動と集合研修を通して、教科指導に優れ、専門性を備えた教科指導の中核となるミドルリーダーを育成し、全県的な教科指導力の向上を図ります。
- 教員の ICT 活用能力の向上を図ります。
 - ・ ICT 活用による指導力向上のための研修の実施など
- 各学校の教育課題を踏まえた校内研修を充実します。
 - ・ 中学校の国語科教員や英語科教員の授業力向上のための悉皆研修や、「教科の枠をこえた授業力向上」・「組織的な校内研修の在り方」等をテーマとした実践研究を行う学校への支援など

■組織的な学校づくり

【教育政策課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課】

- 組織的な取り組みを強化します。
 - ・ 国が実施する中堅職員中央研修への派遣、主幹教諭等の活用、管理職や各主任の役割の明確化などによる学校組織の活性化、校内 OJT 体制の強化など
- 学校評価を推進します。
 - ・ 自己評価の充実と学校関係者評価の実施率の向上、高知県学校評価ガイドラインの普及、教育活動や学校運営の PDCA サイクルの確立など

■学校教育施設等の整備 【教育政策課、高等学校課、総務福利課、幼保支援課】

- 県立高等学校の質的向上を図り、より良い教育環境を提供するため、県立高等学校再編計画「第3次実施計画」を策定し、実行します。
- 公立学校施設等の耐震化を促進します。
 - ・ 大規模地震により倒壊の危険性の高い棟の優先的な耐震化など県立学校の耐震化の促進や公立小中学校、保育所・幼稚園の耐震化を促進するための市町村支援など
- ICT 環境の整備を進めるとともに、情報教育政策を確立します。
 - ・ 情報機器の整備や、情報教育政策を総合的に推進するための情報教育ポリシーをセキュリティポリシーとともに整備するなど

³ 学習指導案：授業の目的、方法、時間配当、使用する教材・教具などについて立案・記述したもの。

⁴ 採用勉強会：高知県の教員を志す人に対して、高知県の求める教師像及び採用審査の方法や教員の指導力に役立つ情報などを提供する勉強会。平成20年度より県教育委員会が開催。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
教科ミドルリーダーの育成	76 名	350 名
公立学校施設等の耐震化		
県立学校の耐震化率	57.9%	85%
公立小中学校の耐震化率	54.7%	85%
保育所、幼稚園の耐震化率	56.7%	90%

6) 特別支援教育の充実

現状及び課題

- 平成 19 年度から、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において、教育上特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対して、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが義務付けられました。

特に、通常の学級等に在籍する教育上特別な支援を必要とする児童生徒等への適切な指導及び支援の充実が喫緊の課題となっています。

- 今後、特別支援教育を必要とする幼児児童生徒の増加に伴う教育相談件数の増加や、保護者等の教育ニーズの高まりによる学習会などへの講師派遣依頼の増加も予想されます。そのため、地域における特別支援教育のセンター的役割を担う特別支援学校の教員のさらなる専門性の向上や、関係機関との連携強化による教育内容の充実など適切な対応が必要です。
- また、知的障害特別支援学校における在籍児童生徒数の増加や、肢体不自由特別支援学校における重複障害のある児童生徒の増加に伴う指導内容の多様化などに伴い、特別支援学校の再編も非常に重要です。

特別支援教育の理念を実現するために、特別支援学校の現状を踏まえ、喫緊の課題である知的障害特別支援学校及び肢体不自由特別支援学校の課題を早急に改善することが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■特別支援教育を推進するための体制整備 【特別支援教育課】

- 特別支援学校のさらなる専門性の向上を図ります。
 - ・ 認定講習の充実・中央研修への効果的な派遣による特別支援学校教諭免許状保有率の向上、教育センターと連携した経験年数に応じた養成型研修の実施など
- 小学校、中学校等における障害のある児童生徒等への指導及び支援を充実します。
 - ・ 特別支援教育学校コーディネーター⁵の専門性の向上など
- 適切な就学を推進するとともに、進路指導を充実します。

■地域、保護者等への特別支援教育の理解促進 【特別支援教育課】

- 障害のあるこどもに対する理解啓発を促進します。
 - 理解啓発パンフレットの作成や配布、HP の充実など

⁵特別支援教育学校コーディネーター：学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として校内における特別支援教育に関するコーディネーター的役割を担う者。

■関係機関との連携の強化 【特別支援教育課】

- 関係機関との連携を強化し、教育内容の充実を図ります。
 - ・県内5圏域ごとのネットワークの構築や、学校支援が可能な医療、保健、福祉関係者の人材育成、福祉・労働と連携した進路指導の充実など
- 特別支援学校における専門家（PT、OT、ST）を活用し、専門性の向上を図ります。

■特別支援学校の再編（第1次） 【特別支援教育課】

- 「高知県立特別支援学校再編計画」に基づき、特別支援学校の再編を行います。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
特別支援教育に関する研修受講率		
小学校	75.0%※1	90%※2
中学校	59.8%※1	90%※2
高等学校	71.6%※1	90%※2
小中学校等における特別支援教育の充実		
個別の指導計画作成率		
小学校	72.8%※1	100%※2
中学校	66.1%※1	100%※2
特別支援学校による特別支援学級への支援（派遣）		
小中学校	25.2%※1	70%※2
特別支援学校における免許保有率	55.4%※1	70%
特別支援学校の就職希望者の就職率	80%※1	100%

※1：平成20年度数値

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

(2) 家庭や地域の教育力の向上

1) 家庭教育への支援の充実

現状及び課題

- 教育の原点は家庭にあり、基本的な生活習慣、豊かな感性や情操などの基礎は家庭で培われるものです。

親の子育て力の低下や、こどもの自尊感情、コミュニケーション能力の低下などに対応するため、保護者を対象とした子育て・親育ちの支援や、家庭教育の支援、学校と家庭が連携した取り組みの推進が必要です。

- また、厳しい経済情勢の中で、高校生の保護者の雇用状況も悪化し、高校修学費用を捻出できないために、高校への進学を断念する生徒や、全日制の課程への進学を断念して、学費が安価な定時制や通信制の課程へ進学をする生徒が現れています。

そうした状況に対応するため、教育費負担等の軽減の取り組みが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■保護者を対象とした子育て・親育ちの支援 【幼保支援課】

- 保護者に対する直接支援を行います。
 - ・ 保育所、幼稚園等の保護者を対象にした教育的な観点からのこどもの育ちと大人のかかわり方の講話や子育て相談の実施、地域で子育てをしている保護者への母子保健医療分野からの支援など
- 保育者のスキルアップを図ります。
 - ・ 保育者等を対象にした保護者支援力の向上のための研修の実施
- 胎児期からの子育て支援の情報提供や相談を行います。
 - ・ こうちプレマ net⁶などによる情報の提供

■子育て家庭へのきめ細かな支援の充実 【生涯学習課】

- 市町村における地域の実情に応じたきめ細やかな家庭教育支援体制づくりを進めます。
 - ・ 家庭教育サポーター活動の推進や NPO、企業と連携した子育て講座の実施など

■こどもたちの基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上の推進 【生涯学習課】

- 学力、体力の基盤となるこどもの基本的な生活習慣の確立と生活リズムの向上を図ります。
 - ・ 「早ね早おき朝ごはん」運動リーフレットやキャラバン隊による啓発活動、生活リズムチェックカード実施による行動化の促進など

■こどもの学びを保障する教育費負担等の軽減 【幼保支援課、高等学校課】

- 厳しい家庭への教育費負担等の軽減を図ります。
 - ・ 多子世帯保育料軽減事業⁷や、高知県立高等学校授業料等の免除対象者の拡大、高知県高等学校等奨学金制度の要件緩和など

⁶ こうちプレマ net：出産・子育てを応援するため、メール相談やメールマガジンなどによる情報提供を行っている高知県の出産・子育て応援サイト（PC・携帯）

⁷ 多子世帯保育料軽減事業：3人以上のこどもがいる家庭を応援し、経済的負担の軽減を図るため、第3子以降・3歳未満児の保育料の無料（軽減）化に取り組む市町村を助成する事業。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
親育ちの支援		
保護者への直接支援	40 回	100 回※1
保育者への研修	30 回	50 回※1
子育て支援アドバイザーの派遣	8 市町村	全市町村※1
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		
小学生	88.6%	95%以上※2
中学生	80.0%	90%以上※2
高校生	75.7%	85%以上※2
就寝 11 時以降の児童の割合		
小学生	22%	10%以下※1
中学生	63%	50%以下※1
睡眠時間 6 時間以下の児童の割合		
小学生	2.6%	0%※1
中学生	8.0%	0%※1
高知県高等学校等奨学金貸与者数	1,654 人	1,854 人

※1：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

※2：「高知県食育推進計画」による平成 23 年度の目標値

2) 地域の教育力の向上

現状及び課題

- こどもたちは、地域で学び、遊び、地域の人と触れ合う中で、社会性を身に付け健全に育つものです。地域住民が積極的に学校に集い関わり、地域住民とこどもや教員、さらには地域住民同士の交流が活発になり、学校・家庭・地域が一体となって、地域ぐるみでこどもたちを育てることが大切です。
- そのため、地域の人材などを積極的に活用する仕組みづくりや、こどもが健やかに放課後や週末に学習や体験活動ができる場の確保、多くの市町村（地域）でスポーツができる環境づくりが必要です。
- 家庭での宿題をはじめとする学習習慣を身に付けるためには、放課後の学び場を保障していく必要があります。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■地域社会全体で学校を支える仕組みづくりの推進 【生涯学習課】

- すべての市町村において、学校や地域の状況に応じた学校支援地域本部の設置を進めます。
- 学校支援の核となる地域コーディネーター⁸や学校支援ボランティアの資質向上を図ります。

⁸地域コーディネーター：学校支援ボランティアに実際に活動を行ってもらうなど、学校とボランティア、あるいはボランティア間の連絡調整などを行い、学校支援地域本部の実質的な運営を行う中核的な役割を担う人。

- 各市町村が人材バンクを設置するよう支援します。

■放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実[再掲]【生涯学習課】

- 県内すべての小学校区への放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置、中学生を対象とした放課後学習室の設置など、放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実を図ります。

■総合型地域スポーツクラブの支援、スポーツ指導者の育成等地域のスポーツ環境の整備

【スポーツ健康教育課】

- 総合型地域スポーツクラブを支援します。
 - ・クラブ運営の中核となる人材の育成、クラブ間のネットワークづくりなど
- スポーツ指導者の養成・確保・活用を図ります。
 - ・スポーツ指導者講習会等各種研修会の開催など

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
学校支援地域本部の設置	18 市町村	全市町村※2
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校 率（小学校）	71.3%※1	100%※2
総合型地域スポーツクラブの設立（又は準備中） 市町村数	22 市町	全市町村※2

※1：平成21年11月現在

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

2 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

1) 児童相談所の体制強化

現状及び課題

- 全国と同様、本県でも、児童虐待の件数が増加傾向にある中で、平成20年2月に児童虐待による致死事件が起きました。

この事件の検証委員会からいただいた提言に基づき、児童相談所の仕事の仕方の見直しや、児童虐待対応チームの設置、さらに、より効果的・効率的な対応を図るため、平成22年度から中央児童相談所と幡多児童相談所の管轄区域の見直しを行うなど、様々な改善策に取り組んでいます。

二度とこのような痛ましい事件が起きることのないよう、強い決意と効果的な具体策を講じていきます。
- 平成20年度の児童虐待については、302件の相談を受け付け、そのうち、虐待と認定対応したものは184件で、いずれも過去最高となっており、年々増加しています。

また、相談内容も複雑化・困難化してきています。
- 児童虐待は、こどもの心身の成長や人格の形成に与える影響が大きいことから、予防対策から虐待を受けたこどもの保護、自立に至るまでの支援など長期間にわたり支援していくことが重要です。
- そのため、その中心となる児童相談所は、職員の専門性の確保や、関係機関との連携の強化などにより、体制を強化していくことが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■児童相談所の体制の強化 【児童家庭課】

- こどもの最善の利益を第一にした権限行使及び介入的アプローチを徹底していきます。
- 早期発見・早期対応、保護・支援に至るまで切れ目のない総合的な支援を進めます。
- 計画的な人材の確保、育成を進めます。
 - ・ 児童福祉司、児童心理司など
- 福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制の構築や、相互の情報共有の徹底を図ります。
- 一時保護所の機能も含め児童虐待に関するアセスメントを的確に実施する機能を充実します。
- 問題ケース等に対する過去の支援内容の検証を行い、幅広い視点を養うことで、様々なケースへの最善の支援に努めます。

2) 市町村や関係機関との役割分担及び連携の推進

現状及び課題

- 児童虐待を防止していく上では、県の児童相談所だけでなく、市町村や警察、学校などの関係機関と密に連携し、適切な役割分担のもと対応していくことが必要です。
- 教育委員会や学校では、児童虐待に関する体系的な研修プログラムの実施やガイドラインの作成、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置などの取り組みを行っていますが、より一層対応力を強化することが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■関係機関との連携強化 【児童家庭課】

- 市町村や警察、学校などとの情報共有と連携を強化します。
 - ・警察・児童相談所連絡協議会などの会議を、定期又は随時に開催することによる早期の段階での情報共有と連携の強化など
- 民生委員・児童委員の活動を充実、強化します。
 - ・民生委員・児童委員の見守り活動の具体的なポイントなどを示した活動ハンドブックの作成など

■市町村の対応力向上への支援強化 【児童家庭課】

- 市町村の児童家庭相談体制の整備への支援を強化します。
 - ・専門性の向上を図る研修の実施、虐待評価シートを活用したケースの見立てや対応力の強化など
- 要保護児童対策地域協議会⁹の活動の活性化への支援を強化します。
 - ・協議会運営の核となるコーディネーターの育成、地域で学校や民生委員・児童委員が連携して見守り活動を行い情報共有を図る地域支援者会議の開催など

■学校の対応力の強化 【人権教育課】

- 教職員の虐待への対応力を強化します。
 - ・各学校等における児童虐待に関する校内研修会など
- 学校内の児童虐待への対応体制の整備・充実を図ります。
 - ・児童虐待に対応する支援チームの設置など
- 児童虐待の通告書の提出と記録の徹底を図ります。
 - ・児童虐待に関して「通告書を送付すること」「記録を作成すること」の徹底など

■教育委員会の対応力の強化 【人権教育課】

- 体系的な研修プログラムを実施します。
 - ・児童虐待への対応研修の年次研修等への位置付けなど
- 県教育委員会による総合的支援を充実します。
 - ・児童虐待への対応力の強化や、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置の拡充と効果的な活用など

⁹要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な対応を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が、要保護児童及びその保護者等に関する情報の交換や支援内容を協議する組織。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
要保護児童対策地域協議会の実務者会議の定期的な開催	25 市町村	全ての市町村※2
小・中・高等学校・特別支援学校での児童虐待に関する校内研修会の実施率	100%※1	100%
小・中・高等学校・特別支援学校での児童虐待対応組織の設置率	100%※1	100%
スクールソーシャルワーカーの配置	18 市町村	希望する全ての市町村
スクールカウンセラー等の配置		
小学校	30 校	希望する全ての学校
中学校	75 校	〃
高等学校	27 校	〃

※1：平成 21 年度見込

※2：平成 23 年度目標

(2) 社会的養護体制の充実

現状及び課題

- 保護者がいないこどもや家庭での養育が困難になったこどもへの支援は、こどもの健全育成の視点からも非常に重要です。
- 現在でも、児童養護施設での養育や里親による養育などを行っていますが、その量だけでなく、質も充実することが必要です。

(児童養護施設等の状況)

- 児童養護施設：8施設(定員431人)
- 乳児院：1施設(定員30人)
- 情緒障害児短期治療施設：1施設(定員30人)
- 児童自立支援施設：1施設(定員40人)
- 児童自立援助ホーム：1施設(定員5人)
- 養育里親登録世帯：32組(H21.10.1)
- 児童養護施設の約半分が老朽化しており、児童の生活環境の改善と耐震化を図ることが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■家庭的養護の推進 【児童家庭課】

- 里親制度を充実するとともに、里親委託を推進します。
 - ・新規里親の開拓、こどもを受託している里親に対する支援の充実など

■児童養護施設等の機能の見直しと耐震化の推進 【児童家庭課】

- 心理的ケアや治療を必要とするこどもに対する専門的なケア、自立支援に向けた取り組みを推進します。
 - ・専門的なケアが実施できる体制の整備(施設での心理療法担当職員の配置など)や、施設における自立支援、継続的・安定的な環境での支援を確保するための連携方策など
- 継続的・安定的な環境での支援を確保します。
 - ・児童の年齢やその状態に応じたきめ細かな支援の実施など
- 老朽化した施設の耐震化を進めるとともに、ケア形態の小規模化など家庭的な養護、こどものプライバシーに配慮した生活環境を整備します。

■児童家庭支援機能等の強化 【児童家庭課】

- 児童相談所の専門性の向上と運営力の強化を図ります。
 - ・先進地への派遣研修や児童相談所の運営に詳しい方の指導者としての招へいなど
- 市町村の児童家庭相談体制の整備への支援を強化します。
 - ・市町村児童家庭相談担当職員研修や児童相談関係機関職員研修等の実施のほか、学校や民生委員・児童委員などが連携し、虐待等の早期発見や見守り活動を実施する仕組みづくりなど
- 市町村や児童家庭支援センター等関係機関との連携を強化し、児童家庭支援の充実を図ります。

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

●母子生活支援施設の支援を推進します。

- ・福祉事務所、児童相談所、女性相談支援センター等と連携した母親とこどもの関係性に
着目した支援の推進など

■自立支援の推進 【児童家庭課】

●社会的養護の下で育ったこどもが地域生活を送るために必要な支援を行います。

■人材確保のための仕組みの強化 【児童家庭課】

●担い手となる職員及びその専門性を確保するための研修体制を整備します。

■こどもの権利擁護の強化 【児童家庭課】

- 「子どもの権利ノート」の活用により、被措置児童等と施設職員等のこどもの権利について
意識の向上を図ります。
- 被措置児童等への虐待に関する通告やこどもからの届出等があった場合、すみやかに実態把
握を行い、必要に応じた指導の実施や児童福祉審議会への報告など、被措置児童等への虐待
が起こった場合の適切な対応等に関するガイドラインを策定します。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
ファミリーホーム	0 箇所	2 箇所
小規模グループケア	6 箇所	11 箇所
地域小規模児童養護施設	1 箇所	2 箇所
児童家庭支援センター	3 箇所	3 箇所
専門里親登録世帯数	1 世帯	2 世帯
養育里親登録世帯数	32 世帯	42 世帯
児童養護施設の耐震化	4 施設	8 施設※

※：平成 23 年度目標

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

現状及び課題

- 平成21年4月1日現在の市町村報告によると、ひとり親家庭の数は、母子11,852世帯、父子2,175世帯となっており、全世帯数に占める割合は、母子世帯で約3.4%、父子世帯で約0.6%となっています。
- ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担わなければなりません。厳しい雇用・経済情勢のもと、就業面で一層厳しい環境に置かれるとともに、子育てや日常生活面においても多くの困難に直面しています。
- ひとり親家庭が自立し、安心して暮らせる環境づくりに向けた取り組みが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■就業支援 【児童家庭課】

- 関係機関とも連携してひとり親家庭の就業を支援します。
 - ・母子家庭等就業・自立支援センターによるハローワークや社会福祉協議会等と連携した就業支援
- 資格、技能の取得を支援します。
 - ・資金面での支援や、技能を取得するための講座の実施、職業訓練中の託児サービスの提供など
- 母子家庭等就業・自立支援センターによる事業主への啓発を推進します。

■経済的支援 【児童家庭課】

- 経済的支援を充実します。
 - ・父子家庭への支給対象を広げた児童扶養手当の支給や、母子寡婦福祉資金貸付金による貸付、ひとり親家庭医療費助成の実施など
- 養育費を確保するための支援を行います。
 - ・養育費確保に向けた制度の周知や、法律相談事業の充実など

■日常生活支援 【住宅課、幼保支援課】

- 保育所の優先入所の推進や、公営住宅における優先入居を実施します。

■情報提供、相談支援 【児童家庭課】

- 情報提供や相談機能を充実します。
 - ・相談窓口・支援制度の周知や、関係機関と連携した相談体制の充実、母子自立支援員の資質向上など

(4) 障害児施策の充実

現状及び課題

- 自閉症や注意欠陥多動性障害といった発達障害児については、早期発見の仕組みや、その特性に応じた適切な療育を受ける仕組みが確立されておらず、また、障害者手帳の対象となっていないことから、障害福祉サービスの対象外となっています。さらに、発達障害に関する障害特性については、社会全体の理解も不十分な状況です。
- 療育福祉センターについては、小児整形外科医師の不足（現在は非常勤医師2名で対応）に加えて、専門的療育機関が県内に同センターしかないことから、東部、西部に生活する人への支援が十分とは言えない状況です。
- 就労支援については、特別支援学校高等部卒業生の就職率が毎年25%弱程度で推移しており、充実に向けた取り組みが必要です。
- 障害のある児童生徒については、広域特別支援連携協議会や地域連携協議会、教育事務所を核とした地域ネットワークの構築などを行っていますが、さらに、特別支援学校のセンター的機能の充実や、医療・福祉などの関係機関と連携を図り地域ごとに学校を支援するネットワークの構築と強化を図ることなどがが必要です。
- また、保育所、幼稚園における障害児の受け入れ体制も十分とはいえません。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■発達障害児の支援 【障害保健福祉課】

- 身近な地域における早期療育支援の体制を整備します。
 - ・乳幼児健診時におけるチェックリストを活用した早期発見・早期療育の仕組みづくりの県内市町村への拡大のほか、小児科医師や保健師を対象とした研修会や関係機関の連携による「個別支援計画」の引継ぎのための支援会議の開催、身近な地域で発達障害児やその保護者に対してサポートを行うことのできる体制の構築など
- 発達障害の特性に応じた、適切な障害福祉サービスを確保します。
 - ・障害福祉サービス事業所や関係機関に対する研修、資源開発の調整など

■療育福祉センターの取り組み 【障害保健福祉課】

- 地域での療育体制を整備します。
 - ・地域の医療機関等との連携・支援体制の構築など
- 専門的な人材を育成します。
 - ・セミナーの開催や実習生の受け入れなど
- 障害児施設体系の見直しなど、法改正等の動向を踏まえたあり方の検討を行います。

■就労支援の充実 【障害保健福祉課】

- 特別支援学校とハローワークなどの就労支援機関との連携を強化します。
 - ・関係者による情報共有や課題の検討などを行う担当者会を定期的に行う
- 特別支援学校在校生の職場訓練の推進を強化します。
 - ・障害者委託訓練制度「特別支援学校早期訓練コース」の活用や、特別支援学校在校生を対象としたホームヘルパー2級の資格取得講座の実施など

■関係機関と連携した特別支援教育の総合的な推進 【特別教育支援課】

- 学校を支援する地域ネットワークを構築します。
 - ・広域特別支援連携協議会（県レベル）による関係部局を横断した連携の強化や、県内5圏域ごとの特別支援連携協議会による地域の関係機関とのネットワークの強化、地域を束ねる専門的な知見を有する、いわゆる特別支援教育地域コーディネーターの養成配置など
- 関係機関と連携を強化し、教育内容の充実を図ります。
 - ・各教育事務所の専任の指導主事を核とした、県立療育福祉センターや各福祉保健所などの関係機関と連携した学校支援（巡回相談）や、福祉・労働と連携した進路指導の充実など
- 特別支援学校における専門家（PT、OT、ST）を活用し、専門性の向上を図ります。

■幼児教育支援体制の整備 【幼保支援課】

- 保育所、幼稚園等における障害児の受け入れ体制を整えます。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
チェックリストを活用した発達障害の早期発見・早期療育に取り組む市町村	2 市	全市町村
特別支援教育地域コーディネーターの配置	3 名	5 名※2
県立療育福祉センターや各福祉保健所などの関係機関の巡回相談への参加	125 名※1	250 名※2
特別支援学校の就職希望者の就職率	80%※1	100%※2

※1：平成 20 年度実績

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

Ⅲ 地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会を目指して

1 こどもの健全育成の推進

(1) こどもを取り巻く有害環境対策の推進

現状及び課題

- 中高生を中心に子どもたちにも、インターネットや携帯電話が身近なものとして普及しています。
- こうした状況を踏まえ、インターネット上に氾濫する有害情報等への対応や、高知県青少年保護育成条例²、青少年インターネット環境整備法なども踏まえ、こどもを取り巻く有害環境対策を進める必要があります。

(出会い系サイト規制法違反等の福祉犯罪)

H17年 28件 33人検挙

H21年 43件 35人検挙 (平成17年比 +15件 +2人)

取り組みの方向、具体的な取り組み

■インターネット利用等の福祉犯罪の取締りの徹底、有害環境の現状等の情報発信

【少年課】

- 少年の福祉を害する福祉犯罪検挙に向けた取り組みを推進します。
- 福祉犯罪検挙に併せて、有害環境の現状等についても積極的に情報を発信します。

■関係機関、団体等と連携したこどもを取り巻く有害環境浄化活動の推進 【少年課】

- 携帯電話事業者等に対する青少年のフィルタリング促進についての要請をします。

■児童生徒、保護者への携帯電話の利便性、危険性等についての啓発活動 【人権教育課】

- 児童生徒や保護者に対する、携帯電話の利便性、危険性、フィルタリング促進等についての啓発活動を行います。

■学校教育でのネット上の人権侵害を予防する教育の推進 【人権教育課】

- 教職員へのメディアリテラシーに関する教育についての理解普及や、ネットいじめに関する対応マニュアル・事例集を普及します。

■高知県青少年保護育成条例に基づく取り組みの推進 【児童家庭課】

- 条例の内容について広報啓発を行い、事業者等の自主規制を推進します。
- 青少年に好ましくない図書やビデオ、DVD、ゲームソフト等を青少年に視聴させない環境づくりを推進します。
- 青少年を有害な環境から守る取り組みを推進します。
- 社会環境の変化に即応した必要となる規制等を検討します。

(2) 児童の健全育成

² 高知県青少年保護育成条例：成長過程にある青少年に悪影響を及ぼすような社会環境や行為から、青少年を守り、健全に育成することを目的に昭和52年12月に制定した条例。

現状及び課題

- 核家族化の進行や働き方の多様化などに対応した放課後対策や、児童館・児童センター（31施設）、青少年教育施設（8施設）を活用した事業の実施、また、非行防止活動の推進などの取り組みは、児童の健全育成を図っていく上で非常に重要です。
- 現在行われている取り組みをさらに進めるなどして、すべてのこどもたちの安全で健やかな居場所づくりなどを確保することが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■児童館・児童センター、青少年教育施設等の事業の充実 【児童家庭課、生涯学習課】

- 利用者ニーズの把握や、事業の実施効果などを踏まえた取り組みを進めます。
- 自立した青少年の育成に向けた多様な体験活動の機会を提供します。
 - ・親子及び世代間の交流や、文化活動、自然やスポーツなどの体験活動

■放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実[再掲] 【生涯学習課】

- 県内すべての小学校区への放課後児童クラブや放課後子ども教室の設置、中学生を対象とした放課後学習室の設置など、放課後のこどもの居場所づくりと学び場の充実を図ります。

■非行防止活動の推進 【児童家庭課】

- 少年補導センター活動への支援を行い、少年補導活動を促進します。
- 家庭、学校、警察、青少年育成団体、保護司、地域住民等が地域ぐるみで非行防止活動等を行うための連携、協力を進めます。
- 「青少年の非行問題に取り組む全国強調月間」や「全国青少年健全育成強調月間」を中心とした広報啓発活動を行い、県民の健全育成、非行防止意識の高揚を図ります。

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率 (小学校)	71.3%※1	100%※2

※1：平成 21 年 11 月現在

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

2 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅、居住環境の確保

現状及び課題

- 子育て世帯など世帯人員の多い家族にとって、生活に適した広さなどの質を備えた住宅が十分に供給されているとは言えない状況です。また、高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯が広い住宅に住んでいるケースが少なくないなど、住宅のニーズと利用状況にミスマッチが生じています。

(持家世帯の状況)

- 4人以上の家族世帯 100㎡未満の住宅：約3割
- 高齢者単身世帯や高齢者夫婦のみの世帯 100㎡以上の住宅：約4割
- 全住宅のバリアフリー化率も約24%と低く、子育て世帯に対する居住環境の整備が不十分な状況です。
- 県営住宅においては、子育て世帯（同居者に小学校就学前のこどもがいる世帯）は裁量世帯として扱われ、入居申し込み要件（所得要件）が緩和されています。子育て世帯、多子世帯（18歳未満のこどもが3人以上いる世帯）は、特例者優遇措置により、募集戸数が2戸以上の団地について、2回抽選が可能となっています。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■民間事業者との連携による住宅ストックのミスマッチの改善等 【住宅課】

- 住宅ストックのミスマッチの改善に向けて検討を行います。
 - ・宅地建物取引業者等の事業者や市町村などと連携した、中古住宅流通促進及び住み替え促進などの仕組みづくりなど
- ファミリー向け賃貸住宅の供給促進に向けて検討を行います。
 - ・必要に応じて市町村とともに特定公共賃貸住宅等の供給の検討など
- 子育て世帯への住宅情報の提供について検討を行います。
 - ・宅地建物取引業者等の事業者や市町村などと連携した民間賃貸住宅などに関する情報提供の仕組みづくりの検討など

■居住環境の確保の推進 【住宅課】

- 子育て世帯などが住宅を選択する場合の目安になるよう、住宅性能の明確化を図ります。
 - ・住宅性能評価機関等と連携した住宅性能表示制度の普及やPRなど
- 市町村等と協力しながら、公的賃貸住宅も含めた住宅のバリアフリー化を推進します。

■子育て世帯の優先入居の実施など県営住宅制度の充実 【住宅課】

- 子育ての一定期間だけ入居することができる制度など、子育て世帯に配慮した新たな入居制度について検討を進めます。
- 子育て支援の観点から、小学就学前のこどものいる世帯や18歳未満の子が3人以上いる世帯に対する入居決定抽選が2回できる取扱いを継続します。

(2) 安全な道路交通環境の整備

現状及び課題

- 近年の交通死亡事故の状況を見ると、歩行中、自動車乗車中のいずれも発生件数は減少していますが、歩行中の方がその割合が小さくなっており、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を一層確保することが大切です。
- そのため、これまでの対策に加え、子どもを事故から守る観点から、安全・安心な歩行空間が確保された人優先の道路交通環境の整備を進める必要があります。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 【道路課、交通規制課】

- あんしん歩行エリア（高知県内5ヶ所指定）における歩行者、自転車の事故防止対策を推進します。
- 交通安全施設の整備を促進します。
 - ・ 交通信号機の新設や信号灯器のLED化、音響式交通信号付加装置の設置など
- 交通実態に即した交通規制を実施します。
 - ・ 道路の新設、改良等に伴う交通規制の新設と見直しなど

(3) 安心して外出できる環境の整備

1) 公共施設、公共交通機関等におけるバリアフリー化

現状及び課題

- 子育て世帯や妊婦等が、安心して外出できるよう、公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化は大切です。
- 本県では、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」(平成9年4月施行)に基づき、公共施設等について、障害者、高齢者、妊産婦等が安全かつ快適に利用できる施設等の整備を進めてきました。
- 現在、県の公共施設の多くは、基本的に必要とされるバリアフリー化が実施されており、文化施設等については、毎年度、各施設の管理運営全般について、外部の有識者等からなる事業評価委員会による審議を受けて、評価結果を公表するとともに、来館者からのアンケートなどを活用した改善を実施しています。
- バス、路面電車、鉄道の車両や関連施設のバリアフリー化については、まだ十分ではなく、より一層利用しやすい環境の整備が必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■公共施設におけるバリアフリー化の推進

【文化・国際課、観光政策課、道路課、公園下水道課、環境共生課】

- 幅の広い道路の整備や、歩道の段差、勾配の改善など歩行空間のバリアフリー化を推進します。
- 牧野植物園において、温室等のバリアフリー化を推進します。
- 春野総合運動公園や野市総合公園(のいち動物公園)などの特定公園施設において、園路・広場の出入り口、通路など、移動が円滑にできるように改善を実施します。

■公共交通機関におけるバリアフリー化の推進 【公共交通課】

- 交通事業者が実施するバス、鉄道車両、電停等の整備への支援を行います。

■店舗等におけるおでかけしやすい環境づくりの推進 【少子対策課】

- 民間事業者が行うオムツ替えシートや授乳スペースなどの子育て支援設備の整備を支援します。

2) ソフト面のバリアフリー化

現状及び課題

- 各市町村において、妊産婦が服や持ち物につけるマタニティマーク入りグッズの作成や啓発用ポスターの掲示等の啓発事業を実施していますが、23市町村での実施に止まっています。
- トイレのバリアフリー化については、県内510ヶ所の公衆トイレの情報発信を行う中で、ユニバーサルデザインの状況について情報提供を実施しています。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■マタニティマークの周知など、妊婦等への理解の向上 【健康づくり課、障害保健福祉課】

- マタニティマークの啓発事業に取り組むよう、継続的に市町村への要請を行うとともに、公共施設等への啓発ポスター等の掲示等を進めます。
- 妊産婦等を含む歩行困難な方に対する専用・優先駐車スペースの確保、適正利用を推進します。
 - ・公共施設の駐車場へのマタニティマークの貼付や、パーキングパーミット制度³の導入による利用証の交付や協力事業所の情報提供など

■バリアフリー化の情報の提供 【障害保健福祉課】

- 県内の公共施設等のバリアフリー情報を提供します。
 - ・バリアフリーマップなどによる、障害者や子育て世代に対応したトイレや授乳室等の設備等の情報提供など

³ パーキングパーミット制度：県内の公共施設や量販店などに設けられている身体障害者等用駐車施設について、県が利用証を交付し利用できる方を明らかにすることによって、これら駐車施設の適正な利用を促進する制度。平成18年7月に佐賀県で導入されたのを皮切りに全国にその取り組みが広がっている。高知県では平成22年度に導入予定。すでに制度を導入している県における利用証の交付対象は、身体障害者のほか高齢者、知的障害者、難病患者、妊産婦、けが人などのうち歩行困難な方となっている。

3 こども等の安全の確保

(1) こどもの交通安全を確保するための活動の推進

現状及び課題

- 現在の自動車を中心とした社会において、交通弱者であるこどもたちの交通安全を確保することは非常に重要です。
- 平成21年中の中学生以下のこどもの交通事故は、252件発生、死者1人、傷者260人となっており、平成20年と比較して、それぞれ、-23件、+1人、-23人となっていますが、自転車の事故が最も多く、件数で約5割を占めています。

(こどもの交通事故発生状況(H21))

- 50.4%が自転車運転中に発生
 - 未就学児 事故48件中 自転車運転中4件
 - 小学生 事故114件中 自転車運転中54件
 - 中学生 事故90件中 自転車運転中69件
 - 高校生 事故168件中 自転車運転中69件
- 現在でも、発達段階に応じた系統的な交通安全教育(参加・体験・実践型)を推進していますが、今後は、より効果的な交通安全教育を行うとともに、生徒自身による自主的な交通安全への取り組みの促進、自転車の安全利用の推進に向けた取り組みなどが必要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■児童等に対する交通安全教育の推進

【県民生活・男女共同参画課、スポーツ健康教育課、交通企画課】

- 幼児、児童生徒などへの段階的かつ体系的な交通安全教育を推進します。
 - ・交通安全こどもセンターの活用や、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識の習得、原付自転車安全運転の講習会など
- 交通安全に関する民間団体の主体的活動を推進します。
 - ・交通安全母の会等による地域におけるこどもの交通安全教育など

■チャイルドシート(ジュニアシートを含む)の正しい着用の推進

【県民生活・男女共同参画課、交通企画課】

- あらゆる機会、広報媒体を通じた積極的な広報啓発活動を推進します。
 - ・各種交通安全運動の機会をとらえた広報や、「シートベルト・チャイルドシート着用指導日」における街頭啓発の実施など

■自転車の安全利用の推進 【県民生活・男女共同参画課、交通企画課】

- 交通マナー遵守の広報や普及啓発を推進します。
 - ・自転車の正しい利用方法の指導、自転車マナーアップキャンペーン、街頭指導活動など
- 児童、幼児向け自転車用ヘルメットの着用や、反射材の取り付けを促進します。
- 幼児2人同乗用自転車の安全利用を促進します。

(2) こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

現状及び課題

- 子育て家庭にとって、こどもを犯罪から守る社会環境づくりは大切です。
- これまでも、犯罪情報等の発信や、被害防止教室、通学路等におけるこどもの見守り活動、自主防犯組織と連携した取り組み、スクールサポーターやスクールガード・リーダー⁴の配置などを行ってきましたが、引き続き、こどもたちが犯罪の被害に遭わずに安全で安心して生活できるよう、関係機関が連携して、地域ぐるみでこどもの安全を確保する取り組み等が必要です。

(こどもが不審な声かけ等をされた件数)

■H18：318件 H19：219件 H20：262件

取り組みの方向、具体的な取り組み

■住民の自主防犯活動を促進するための犯罪等に関する情報提供の推進

【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

- 住民との情報共有を促進します。
 - ・様々な広報媒体を活用した広報・啓発活動や、ホームページ等を通じた防犯活動団体の活動内容等の公表など
- テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した情報発信システムを構築し、犯罪情報等を県民に広く、タイムリーに提供します。

■こどもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との情報交換

【スポーツ健康教育課、生活安全企画課】

- 警察、教育委員会、学校、少年サポートセンター、少年補導センター、自主防犯組織等とのネットワークを構築します。

■学校付近や通学路等における、関係機関・団体と連携した安全対策の推進

【県民生活・男女共同参画課、スポーツ健康教育課、生活安全企画課】

- 学校関係者や自主防犯組織、地域住民等と連携したパトロール等の見守り活動、通学路・公園等の安全点検の実施を推進します。
- 現在7警察署に配置しているスクールサポーターを拡充します。(16警察署に配置)
- スクールガード・リーダーや学校安全ボランティアの整備を推進します。

■こどもの安全確保等のために活動する防犯ボランティア等に対する支援

【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

- パトロール用品等の物品支援を推進します。
- 「あんしんFメール⁵」等を利用した犯罪情報等のタイムリーな情報提供を推進します。

⁴ スクールガード・リーダー：文部科学省補助事業「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」により委嘱された人。学校内外を巡回し、学校や、スクールガード（地域で活動する学校安全ボランティア）に対し、安全に関する指導・助言を行う。

⁵ あんしんFメール：警察が把握したこどもに不安を与える声かけやつきまとい等のいわゆる不審者情報やひったくり、路上での強制わいせつなど県民に身近な犯罪情報を、警察本部のファクシミリから県民の皆さんが登録した携帯電話にメールで提供するものをいう。

■第3章 プラン(後期計画)における基本的な取り組みの方向■

■こどもが犯罪の被害に遭わないようにするための防犯講習の実施 【生活安全企画課】

- ロールプレイング方式等による実践的な防犯教室を開催し、こどもが犯罪等に巻き込まれる危険を予見する能力や危険回避能力を向上させます。

■学校等におけるこどもの安全の確保 【スポーツ健康教育課】

- 学校等における安全管理の徹底や、教職員への講習を行います。
 - ・ 学校安全の充実、各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応や、教職員を対象とした防犯教室推進講習会の開催など

目標事業量

項 目	平成 21 年度	平成 26 年度
スクールガード小学校組織率	77.9%※1	100%※3
あんしんFメール登録者数	7,969人※2	12,000人※4

※1：平成21年9月現在

※2：平成21年12月31日現在

※3：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

※4：「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」による平成23年9月末目標値

(3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進

現状及び課題

- こどもを犯罪から守るためには、犯罪の防止に配慮した生活環境の整備促進は、非常に重要です。

現在でも、青色防犯灯を設置するなど対応を行っていますが、地域住民一人ひとりの関心を高める必要があります。

- また、道路、公園、駐車場及び駐輪場などの公共の空間においては、ひったくりや乗り物盗などの街頭犯罪が多く発生しています。犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及を進める必要があります。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■犯罪情勢の分析、情報提供の推進 【生活安全企画課】

- 地域住民に身近な犯罪情報や地域安全情報をタイムリーに情報発信します。

■繁華街、歓楽街における安全・安心の確保 【生活安全企画課】

- 繁華街や歓楽街における風俗環境の浄化のための取締りを実施します。

■地域の取り組みに対する支援 【県民生活・男女共同参画課、生活安全企画課】

- 自主防犯活動への支援と連携を推進します。
 - ・ 地域住民、タウンポリス等と連携したパトロールの実施や、青色回転灯装備車両パトロール実施者講習の開催、生活環境整備活動用資材・情報の提供など
- カスタマーポリス活動を推進します。
 - ・ 金融機関や量販店、深夜スーパー、パチンコ店等に対する防犯カメラ、非常ベル等の整備の呼びかけなど

■犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場等の普及、整備

【県民生活・男女共同参画課、道路課、都市計画課、公園下水道課】

- 「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」等を周知します。
- 県が管理する道路において、見通しを確保します。
 - ・ 照明灯などの設置による明るさの確保、草刈り、除草、剪定など
- 公園における見通しを確保します。
 - ・ トイレの新設、改修の場合に、出入口を2つ以上にするなど

IV

結婚を望む独身男女が出会いの機会を多く持つことのできる社会を目指して

1 未婚化・晩婚化対策の推進

(1) 未婚の男女の出会いへの応援

現状及び課題

- 本県の平成17年の生涯未婚率(50歳時の未婚率)は、男性が18.7%で全国4位、女性が9.0%で同5位、特に、30代の男性の未婚率は38.8%、女性は27.5%となっています。また、平成20年の平均初婚年齢は、男性が30.1歳で全国10位、女性が28.6歳で同7位となっており、本県においては、未婚化、晩婚化が進んでおり、少子化の要因の一つにもなっています。
- 未婚化・晩婚化の原因は様々なことが考えられますし、結婚はあくまでも個人の自由な選択に委ねるべきであることは言うまでもありませんが、平成18年度の県民世論調査では、独身者の結婚していない理由として、「適当な相手にめぐり合わない」が約40%、特に30代では約55%と高い割合を占めています。

(年齢別独身者が結婚していない理由(平成18年度県民世論調査))

■適当な相手にめぐり合わない

総合 39.9% 20代 27.1% 30代 54.8%

■自由や気楽さを失いたくない

総合 24.2% 20代 24.3% 30代 21.0%

■安定した就労状況でない

総合 24.2% 20代 15.7% 30代 38.7%

- また、本県のように、人口規模が小さく、独身者の数が少ない地域では、都市部と比べると、独身者同士の出会いの機会も限られています。

平成21年度に県が開催した100人規模の「出会いのイベント」(2回開催)には、定員を大幅に上回る申し込みがあり、出会いのきっかけを求める独身者が多いことも明らかになりました。

- そのため、結婚を望みながらも出会いの機会がない独身者に、新たな交遊関係づくりや交際のきっかけにつながる出会いの場を提供することが重要です。

取り組みの方向、具体的な取り組み

■出会いのきっかけとなるイベント等の創出 【少子対策課】

- 県主催の大規模な出会いイベントを開催します。
- 市町村や非営利団体、企業等による、独身者の出会いの場となるイベントの実施に対する支援を行います。

- 官民協働による「出会いのきっかけづくり」を推進します。

- ・官民協働による「出会い応援団制度²」の推進など

■地域のお世話焼きの仕組みづくりの検討 【少子対策課】

- 地域で、独身者の出会いや結婚の後押しをする「婚活サポーター」を養成し、地域でのお世話焼きの仕組みづくりを進めます。

² 出会い応援団制度：独身者の交流イベントを企画・実施する「応援団体」及び、そのイベント情報を自社・団体内の独身者に周知し、参加の後押しを行う「会員団体」を県が募集・登録し、両団体のネットワーク化により、結婚を目的とした出会いの場を求める独身者に、その機会の提供を図る制度。

目標事業量一覧

親と子どもが健康で、子育てに喜びを感じることができる社会を目指して

■地域における子育ての支援

●地域における子育て支援サービスの充実

項目	平成21年度	平成26年度
地域子育て支援拠点事業	21市町村 38か所	22市町村 45か所※2
一時預かり事業（第2種社会福祉事業の届出）	12市町 24か所	17市町 35か所※2
あったかふれあいセンター	22市町村 28か所	34市町村 44か所※3
認定こども園での子育て支援事業	6か所	20か所※4
子育て家庭応援の店協賛事業所	394事業所※1	600事業所※5

※1：平成22年3月1日現在

※2：市町村計画の積み上げ数字

※3：平成22年度の目標値

※4：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

※5：平成23年度の目標値

●保育サービスの充実

項目	平成21年度	平成26年度
延長保育（開所時間が11時間を超える認可保育所）	13市町村 89か所	16市町村 117か所※1
乳児保育	27市町村	全市町村
休日保育	1市 1か所	4市 8か所※1
病児・病後児保育	5市村 7か所	10市町村 13か所※1
認定こども園	6か所	20か所※2

※1：市町村計画の積み上げ数字

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

■職業生活と家庭生活との両立の推進等

●次代の親の育成

項目	平成21年度	平成26年度
若者サポートステーションにおける要支援者の自立（就学、就労）率	30%	60%※

※：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

●仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

項目	平成21年度	平成26年度
高知県次世代育成支援認証企業	44社	80社

■目標事業量一覧■

●仕事と子育ての両立のための基盤整備

項 目	平成21年度	平成26年度
延長保育（開所時間が11時間を超える認可保育所）	13市町村 89か所	16市町村 117か所※2
乳児保育	27市町村	全市町村
休日保育	1市 1か所	4市 8か所※2
病児・病後児保育	5市村 7か所	10市町村 13か所※2
一時預かり事業（第2種社会福祉事業の届出）	12市町 24か所	17市町 35か所※2
認定こども園	6か所	20か所※3
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	71.3%※1	100%※3

※1：平成21年11月現在

※2：市町村計画の積み上げ数字

※3：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

■母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

●こどもや母親の健康の確保

項 目	平成21年度	平成26年度
乳児死亡率（出生千対）	3.6※1	全国水準
新生児死亡率（出生千対）	1.7※1	〃
周産期死亡率（出産千対）	4.5※2	〃
死産率（出産千対）	32.9※2	〃
1歳6か月健診の受診率	81.4%※3	90%
3歳児健診の受診率	78.4%※3	90%

※1：平成20年度数値（出生千対）

参考：全国水準 乳児死亡率2.6、新生児死亡率1.2

※2：平成20年度数値（出産千対）

参考：全国水準 周産期死亡率4.3、死産率25.2

※3：平成20年度数値

●「食育」の推進

項 目	平成21年度	平成26年度
食育推進計画策定市町村数	8市町※1	20市町村※2
食に関する指導の年間（全体）計画を作成している学校の割合	58.2%	100%※2
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		
小学生	88.6%	95%以上※2
中学生	80.0%	90%以上※2
高校生	75.7%	85%以上※2

※1：平成21年度見込

※2：「高知県食育推進計画」による平成23年度の目標値

●思春期保健対策の充実

項 目	平成21年度	平成26年度
10代の人工妊娠中絶実施率（15歳以上20歳未満の女子総人口千対）	10.8※	全国水準以下
15歳未満の人工妊娠中絶件数	1件※	0件

※：平成20年度数値

すべてのこどもが次代の担い手として活躍できる力を
育むことのできる社会を目指して

■こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

●こどもの生きる力の育成に向けた学校等の教育環境等の整備

◇幼児教育の充実

項 目	平成21年度	平成26年度
保育所と幼稚園の行政窓口を一本化した市町村数	12市町村	19市町村※
公開保育実施園	30%	50%※
認定こども園	6 か所	20か所※
保幼小連携推進地域	3 地域	9 地域※

※：「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

◇基礎学力の定着と学力の向上

項 目	平成21年度	平成26年度
中学生の学力の定着 全国学力・学習状況調査における平均正答率		
国語 A (知識)	全国平均の-2.8ポイント (全国45位)	全国の平均正答率※ 4
国語 B (活用)	" -4.7ポイント (全国45位)	"
数学 A (知識)	" -6.2ポイント (全国46位)	"
数学 B (活用)	" -7.2ポイント (全国46位)	"
中学生の家庭学習の状況		
勉強時間が30分未満の生徒	21.1%	18.0%※ 4
家で宿題を全くしていない生徒	5.6%	5.0%※ 4
高等学校の学力の定着		
国立大学合格者数の増加	410人※ 1	600人※ 4
中途退学率の減少	2.2% (全国2.0%) ※ 2	全国水準※ 4
就職内定率の向上	89.4%※ 3	95%※ 4

※ 1 : H21.3 卒業生

※ 2 : H20 年度(公私立、全定)

※ 3 : H21.3 卒(公立全日、定時制)

※ 4 : 「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

◇豊かな心の育成

項 目	平成21年度	平成26年度
キャリア教育全体計画の作成率		
小学校	38%※ 1	100%※ 2
中学校	55%※ 1	100%※ 2
道徳授業の公開率(全学級・一部学級公開、予定含む)		
小学校	96.5%	100%※ 2
中学校	82.9%	100%※ 2
市町村の「子どもの読書活動推進計画」の策定	17.6%	100%※ 2
学校外の読書時間の10分未満の割合		
小学生	40%	20%※ 2
中学生	49.5%	25%※ 2
若者サポートステーションにおける要支援者の自立(就学、就労)率	30%	60%※ 2

※ 1 : 平成 20 年度実績

※ 2 : 「高知県教育振興基本計画」による平成 25 年度の目標値

■目標事業量一覧■

◇健やかな体の育成

項 目	平成21年度	平成26年度
児童生徒の体力の向上 全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点		
小学校男子	全国平均の-0.96ポイント (全国40位)	全国平均値※
小学校女子	全国平均の-1.24ポイント (全国38位)	全国平均値※
中学校男子	全国平均の-2.22ポイント (全国42位)	全国平均値※
中学校女子	全国平均の-2.31ポイント (全国40位)	全国平均値※

※：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

◇信頼される学校づくり

項 目	平成21年度	平成26年度
教科ミドルリーダーの育成	76名	350名
公立学校施設等の耐震化		
県立学校の耐震化率	57.9%	85%
公立小中学校の耐震化率	54.7%	85%
保育所、幼稚園の耐震化率	56.7%	90%

◇特別支援教育の充実

項 目	平成21年度	平成26年度
特別支援教育に関する研修受講率		
小学校	75.0%※1	90%※2
中学校	59.8%※1	90%※2
高等学校	71.6%※1	90%※2
小中学校等における特別支援教育の充実		
個別の指導計画作成率		
小学校	72.8%※1	100%※2
中学校	66.1%※1	100%※2
特別支援学校による特別支援学級への支援（派遣）		
小中学校	25.2%※1	70%※2
特別支援学校における免許保有率	55.4%※1	70%
特別支援学校の就職希望者の就職率	80%※1	100%

※1：平成20年度数値

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

● 家庭や地域の教育力の向上

◇ 家庭教育への支援の充実

項 目	平成21年度	平成26年度
親育ちの支援		
保護者への直接支援	40回	100回※1
保育者への研修	30回	50回※1
子育て支援アドバイザーの派遣	8市町村	全市町村※1
朝食を必ず食べる児童生徒の割合		
小学生	88.6%	95%以上※2
中学生	80.0%	90%以上※2
高校生	75.7%	85%以上※2
就寝11時以降の児童の割合		
小学生	22%	10%以下※1
中学生	63%	50%以下※1
睡眠時間6時間以下の児童の割合		
小学生	2.6%	0%※1
中学生	8.0%	0%※1
高知県高等学校等奨学金貸与者数	1,654人	1,854人

※1：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

※2：「高知県食育推進計画」による平成23年度の目標値

◇ 地域の教育力の向上

項 目	平成21年度	平成26年度
学校支援地域本部の設置	18市町村	全市町村※2
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	71.3%※1	100%※2
総合型地域スポーツクラブの設立（又は準備中）市町村数	22市町	全市町村※2

※1：平成21年11月現在

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

■ 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

● 児童虐待防止対策の充実

項 目	平成21年度	平成26年度
要保護児童対策地域協議会の実務者会議の定期的な開催	25市町村	全ての市町村※2
小・中・高等学校・特別支援学校での児童虐待に関する校内研修会の実施率	100%※1	100%
小・中・高等学校・特別支援学校での児童虐待対応組織の設置率	100%※1	100%
スクールソーシャルワーカーの配置	18市町村	希望する全ての市町村
スクールカウンセラー等の配置		
小学校	30校	希望する全ての学校
中学校	75校	〃
高等学校	27校	〃

※1：平成21年度見込

※2：平成23年度目標

■目標事業量一覧■

●社会的養護体制の充実

項 目	平成21年度	平成26年度
ファミリーホーム	0 か所	2 か所
小規模グループケア	6 か所	11か所
地域小規模児童養護施設	1 か所	2 か所
児童家庭支援センター	3 か所	3 か所
専門里親登録世帯数	1 世帯	2 世帯
養育里親登録世帯数	32世帯	42世帯
児童養護施設の耐震化	4 施設	8 施設※

※：平成23年度目標

●障害児施策の充実

項 目	平成21年度	平成26年度
チェックリストを活用した発達障害の早期発見・早期療育に取り組む市町村	2 市	全市町村
特別支援教育地域コーディネーターの配置	3 名	5 名※2
県立療育福祉センターや各福祉保健所などの関係機関の巡回相談への参加	125名※1	250名※2
特別支援学校の就職希望者の就職率	80%※1	100%※2

※1：平成20年度実績

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

地域社会が一体となり、ともに支え合うことのできる社会を目指して

■こどもの健全育成の推進

●児童の健全育成

項 目	平成21年度	平成26年度
放課後児童クラブや放課後子ども教室の実施校率（小学校）	71.3%※1	100%※2

※1：平成21年11月現在

※2：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

■子ども等の安全の確保

●子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

項 目	平成21年度	平成26年度
スクールガード小学校組織率	77.9%※1	100%※3
あんしんFメール登録者数	7,969人※2	12,000人※4

※1：平成21年9月現在

※2：平成21年12月31日現在

※3：「高知県教育振興基本計画」による平成25年度の目標値

※4：「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」による平成23年9月末目標値

用語集

ICT関連：ICT活用能力、ICT環境

「information and communication technology」の略。情報・通信に関する技術。

NPO

政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。

OJT関連：校内OJT体制

「on the job training」の略。職員に業務を習得させたり、訓練するため、日常の仕事に従事しつつ、その実体験に即して継続的に教育・研修をする方法。

一般世帯

住居と生計を共にしている人の集まり又は、一戸を構えて住んでいる単身者をいう。

改正育児・介護休業法

正式名称は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて我が国の経済及び社会の発展に資することを目的として、育児休業制度や介護休業制度について定めた法。

核家族

夫婦のみ、夫婦と子ども、父親または母親と子どもからなる家族をいう。

家族の日・家族の週間

少子化が急速に進行している中で、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さの理解を深めるため、政府により、長期的な視点に立った、社会の意識改革のための国民運動（「家族・地域の絆を再生する国民運動」）の展開が決定されたことを受け、平成19年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として「家族・地域のきずなを再生する国民運動」が実施されている。

キャリア教育関連：キャリア教育全体計画、キャリア教育学習プログラム

子どもたちが将来、社会人・職業人として主体的に自分の人生を生きるために必要な能力や態度を育てる教育のことをいう。

合計特殊出生率

15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標で、一人の女性が平均して一生の間に何人の子どもを産むかを表す。

行動計画策定指針

厚生労働大臣が策定した地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針。

次世代育成支援対策推進法（改正次世代育成支援対策推進法）

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資することを目的として平成 15 年 7 月に成立・公布した法律（平成 27 年 3 月 31 日までの時限立法）。同法では、この目的を達成するため、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、10 年間をかけて集中的・計画的に取り組んでいくこととし、特に、市町村、都道府県、事業主は、それぞれ行動計画を策定し、達成しようとする目標、内容、実施時期等を定めて取り組みを進めることとなっている。

自尊感情

「self-esteem（セルフエスティーム）」の訳語とも言われ、「自分をかけがえのない存在と考える感情」「自分を価値ある存在と肯定的にとらえる気持ち」（自己有用感、自己肯定感）であり、人間が外界や他者と力強く関わる主体となるための心理的土台をいう。

児童心理司

児童相談所において、こども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によるこども、保護者等に対する心理診断や、こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行っている者。

児童福祉司

児童相談所に配置される職員であり、児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて助言指導、児童福祉施設入所への援助などを行っている者。

周産期

妊娠第 22 週から生後 7 日未満までをいう。

周産期医療機関

分娩を取り扱う医療機関をいう。県内の周産期医療機関を医療機能に応じて区分をしており、高次医療機関とは、地域医療機関からリスクの高い母体・胎児及び新生児を受け入れ、高度な医療を提供する医療機関をいい、地域医療機関とは、正常分娩及び軽度異常分娩を取り扱う医療機関をいう。

生涯未婚率

「45～49 歳」と「50～54 歳」未婚率の平均値から、「50 歳時」の未婚率（結婚したことがない人の割合）を算出したもの。

食育

自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送る力（身体によい食品を選ぶことができる力・食情報を見分ける力・料理をする力・食べ物と身体の関係がわかる力・おいしい味がわかる力・食を楽しむ力）を育て、食を通じて人生を心豊かに力強く生き抜く力を身につけることをいう。

スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門的な知識や経験を有し、学校において、いじめや不登校、問題行動などの解決のため児童生徒、教職員、保護者からの相談に応じる者。

性器クラミジア感染症

男性は、排膿、帯白色膿性分泌物、排尿痛、尿道不快感、尿道の痒みなど急性尿道炎様症状で放置しておくとならば不妊症の原因になり、女性は、無症状の場合が多い。性行為などで感染し、ほとんど自覚症状がなく、黄緑色の膿のようなおりものや悪臭のあるおりものが出る。放置しておくとならば不妊症・早産・流産の原因になる。

性器ヘルペスウイルス感染症

ヘルペスウイルスは体が健康な時は体の中に潜伏しており、このウイルスに初感染した場合、すぐに発症する人とそうでない人がいる。主に単純ヘルペスウイルスにより熱感、かゆみを伴い次第に赤く腫れたり水疱ができたりする。ひどいときには、つぶれて潰瘍になり歩行困難、排尿困難などになる。

生産年齢人口

一般的に 15 歳以上 65 歳未満の人口をいう。

青少年インターネット環境整備法

インターネットにおいて青少年に有害な情報が多く流通していることから、青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させることや、フィルタリングの普及促進などにより青少年の有害情報の閲覧機会を最小化することなど、有害情報から青少年を守ることを目的に制定された法律（平成 21 年 4 月施行）。

尖圭コンジローマ

感染後、数週間から 2～3 か月を経て、陰茎亀頭・冠状溝・包皮・大小陰唇・肛門周囲等の性器周辺部にイボ状の小腫瘍がたくさんできる。患部がかゆく熱をもったりする。尖圭コンジローマ自体は良性の腫瘍だが、時に、悪性腫瘍（がん）に移行することもある。

タウンポリス

地域住民による自主防犯組織で、犯罪の予防などのために防犯パトロール、道路、公園等の安全点検等の環境点検活動等を重点的に行う団体として、警察署が支援・援助を行っている団体をいう。

単独世帯

世帯人員がひとりの世帯をいう。

中1ギャップ

小学生から中学 1 年生になったとたん、学習や生活の変化になじめずに不登校となったり、いじめが急増するという現象。

特別支援学校における専門家（PT、OT、ST）

PT (physical therapist) : 理学療法士の事。理学療法を用いて医学的リハビリテーションを行う技術者に付与される名称。

OT (occupational therapist) : 作業療法士の事。医師の指示のもとに、身体又は精神に障害のある者に対し、手芸、工作その他の作業を行わせ、その応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図る作業療法を行う人。

ST (speech therapist) : 言語聴覚士の事。1997年に国家資格となった言語療法の専門家。但し、言語療法は介護保険の訪問、通所リハビリには認められておらず、医療保険扱いとなる。失語症や構音障害等のある言語障害者の言語能力や嚥下能力の回復を図るため、聴覚刺激を与えたり、復唱訓練等を行うことをいう。

■用語集■

ニート

若年無業者（15～34歳の非労働力人口（就業しておらず求職活動をしていない者）のうち、家事も通学もしていない者）。

乳児

生後1年未満までの者をいう。

乳幼児

乳児と幼児。小学校入学前のこどもの総称をいう。

年少人口

15歳未満の人口をいう。

年齢3区分人口

人口を年少人口（14歳以下の人口）・生産年齢人口（15歳から64歳以下の人口）・老年人口（65歳以上の人口）の3つに区分したものをいう。

バリアフリー

「障壁のない」の意味。もともとは、障害のある人が生活していく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）をなくす意味。現在では、物理的な障壁に限らず制度や心理的な障壁を含め、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられている。

ピアカウンセラー

同じ職業や障害があるなど、同じ立場にある仲間（ピア）として、個人の持つ悩みや不安などの心理的問題について話し合い、当事者自身が解決できるよう援助・助言を与える者。

ピアカウンセリング

同じ職業や障害があるなど、同じ立場にある仲間（ピア）同士によって、個人の持つ悩みや不安などの心理的問題について話し合い、当事者自身が解決することができるように援助・助言を与えることをいう。

非親族

二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯をいう。

病児・病後児保育

保育サービスの一つで、保護者が就労している場合等において、こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する。

ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無等にかかわらず、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインしようとする考え方をいう。

幼児

満1歳から小学校入学前の者をいう。

淋菌感染症

淋菌という細菌によって起こされる性感染症。淋菌は、湿った部位を好み、主として人体の粘膜（尿道・口の中・のど・肛門の中・目の結膜などのほか、女性の場合には、膣・子宮・卵管といった生殖器官）で増殖する。

労働力人口

満 15 歳以上の人口(生産年齢人口)のうち、労働の意思をもつ者の人口。就業者（休業者を含む）と完全失業者の合計をいう。

労働力率

生産年齢人口に占める労働力人口の比率。労働比率ともいう。

老年人口

65 歳以上の人口をいう。

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。また、そうしたことが実現する社会。